

文化力と価値創造に関する特別委員会 議事次第

令和6年6月7日(金)
午後1時30分～
於：第4委員会室

- 1 開 会
- 2 出席要求理事者
- 3 確認事項
- 4 所管事項に係る事務事業概要
- 5 今期の委員会運営方針
- 6 今後の委員会運営
- 7 その他
- 8 閉 会

文化力と価値創造に関する特別委員会 委員名簿

	氏 名	会 派	他の所属 委員会等	備 考
委員長	田 中 美貴子	府 民	総 警	
副委員長	四 方 源太郎	自 民	政 建	
”	片 山 誠 治	”	政 建	
委 員	荒 卷 隆 三	”	○ 文 教 ◎ 議 運	
”	園 崎 弘 道	”	農 商	
”	宮 下 友紀子	”	◎ 政 建	
”	北 岡 千はる	維 国	農 商	
”	楠 岡 誠 広	”	総 警	
”	成 宮 真理子	共 産	総 警	
”	水 谷 修	”	政 建	
”	大河内 章	公 明	農 商	

◎ 委員長 ○ 副委員長

文化力と価値創造に関する特別委員会 出席要求理事者名簿

【知事直轄組織・知事室長】	
国際課長	山 本 隆 裕

【総合政策環境部】	
地域政策室参事	池 松 達 人

【文化生活部】	
文化生活部企画調整理事兼 副部長(文化振興担当)	田 中 圭 一
文化政策室長	梅 原 和 久
文化政策室企画参事	須 田 建 太 朗
文化芸術課長	駒 寄 忠 大

【商工労働観光部】	
観光室参事	山 中 賢
産業振興課参事	笠 原 和 史
染織・工芸課長	草 分 隆 司

【農林水産部】	
流通・ブランド戦略課長	加 茂 雅 紀
農産課参事	浅 野 智 士

【教育委員会】	
高校教育課長	水 口 博 史
文化財保護課長	石 崎 善 久

(計 13 名)

* 議事内容に応じ、必要な理事者を適宜追加

京都府議会文化力と価値創造に関する特別委員会規程

(設置)

第1条 京都府議会に文化力と価値創造に関する特別委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(調査)

第2条 委員会は、伝統文化、生活文化などの継承・発展や文化と観光、食、伝統産業、先端産業などあらゆる分野との融合により、新たな価値を創造し、発信するための施策について調査し、及び研究する。

(構成)

第3条 委員会は、委員11人をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長2人を置く。

附 則

この規程は、令和5年5月26日から施行する。

【閉会中の継続審査及び調査事項】

伝統文化、生活文化などの継承・発展や文化と観光、食、伝統産業、先端産業などあらゆる分野との融合により、新たな価値を創造し、発信するための施策について

令和6年5月23日

京都府議会議長 石 田 宗 久 殿

文化力と価値創造に関する特別委員長 山 口 勝

文化力と価値創造に関する特別委員会中間報告書

京都府議会議事規則第46条第2項の規定により、令和5年5月府議会臨時会閉会後から現在に至るまで、本委員会が調査及び研究してきた状況について、別紙のとおり中間報告いたします。

(別紙)

文化力と価値創造に関する特別委員会中間報告書

1 本委員会の設置目的

伝統文化、生活文化などの継承・発展や文化と観光、食、伝統産業、先端産業などあらゆる分野との融合により、新たな価値を創造し、発信するための施策について調査し、及び研究する。

2 本委員会の活動状況

(1) 委員会の開催について

- 令和5年6月15日、第4委員会室において、関係理事者から所管事項に係る事務事業概要について説明を聴取した。また、今期の委員会運営方針について協議を行った。
- 令和5年7月3日、第4委員会室において、文化庁 参事官（生活文化創造担当）食文化推進本部事務局長 高田 行紀 氏を参考人として招致し、「文化庁の京都移転と今後の文化施策の展開について」をテーマに委員会を開催した。関係理事者から本府における取組状況の説明を聴取した後、当該参考人から食文化や地域文化に関する取組等について説明及び意見を聴取し、これに対する質疑を行った。
- 令和5年9月29日、第4委員会室において、ふじのくに地球環境史ミュージアム 館長、京都府立大学 京都和食文化研究センター 客員教授 佐藤 洋一郎 氏を参考人として招致し、「食文化の継承と活用について」をテーマに委員会を開催した。関係理事者から本府における取組状況の説明を聴取した後、当該参考人から京都の食文化の継承の重要性と課題についての説明及び意見を聴取し、これに対する質疑を行った。
- 令和5年12月19日、第4委員会室において、立命館大学 映像学部 教授 細井 浩一 氏を参考人として招致し、「メディア文化と先端テクノロジーの融合による融合によるコンテンツイノベーションの創出について」をテーマに委員会を開催した。関係理事者から本府における取組状況の説明を聴取した後、当該参考人からコンテンツ分野の活性化と地域振興に関する取組等について説明及び意見を聴取し、これに対する質疑を行った。
- 令和6年3月19日、第4委員会室において、学校法人瓜生山学園 常務理事、京都芸術大学 空間演出デザイン学科 教授 大野木 啓人 氏を参考人として招致し、「アートとテクノロジーの融合による新たな文化と産業の創造について」

をテーマに委員会を開催した。関係理事者から本府における取組状況の説明を聴取した後、当該参考人から新たな文化と産業のあり方とそれをテクノロジーがサポートしていく必要性について説明及び意見を聴取し、これに対する質疑を行った。

- 令和6年5月23日、第4委員会室において、中間報告に係る協議を行った。最後に、今期1年間の委員会活動に係る所感、要望等の意見開陳を行った。

(2) 管外調査の実施について

以下の取組について調査を行った。

○調査日：令和5年8月22日

調査先：福岡市役所[於：Artist Cafe Fukuoka]（福岡県福岡市）

調査事項：「Fukuoka Art Next」の取組について

福岡市は、アジアとの玄関口として発展し、培われてきた文化的土壌のもと、国家戦略特区・スタートアップ都市の実績やアジアに近い地理的優位性などを活かして、令和4年4月、福岡市美術館や福岡アジア美術館のこれまでの取組をさらに発展させ、彩りにあふれたまちを目指す「Fukuoka Art Next」を始動させた。「アートのある暮らし」として、アートの持つ価値と魅力を市民が再認識し、国内外に発信し、市民の well-being の向上を図るとともに、アーティストの創造活動・交流を通してアーティストが成長し、福岡発アーティストの世界での活躍を支援する事業を「アートスタートアップ」として展開し、アートの力による、都市の成長と生活の質の向上の好循環を創り出し、「人と環境と都市活力の調和がとれたアジアのリーダー都市」を目指すまちづくりに取り組んでいる。

令和4年度にはアートのまちづくりを担当する部署を新設し、産・学・官連携による取組を推進している。「アートのある暮らし」の取組では、市内21会場に136作品の展示会を実施し、市民がアートを鑑賞・購入する機会を創出するとともにアーティストの成長にも繋げ、また、まちの賑わいも創出している。また、「アートスタートアップ」の取組では、官民共同で「アートフェア福岡」を開催し、国際的信用を高めるとともに有名ギャラリーの出展を促進している。また、アーティストの成長・交流拠点とした開設した「Artist Cafe Fukuoka」では、アーティストの交流だけでなく、専門性の高い相談にも対応する体制を整えたところ、想定を超える数の相談があり、アドバイザー常駐へと変更し、体制を強化している。今後も実績を踏まえて仕組みを整えながら、都市と人とアートをつなぐ拠点づくりに取り組んでいくとのことであった。

○調査日：令和5年8月22日

調査先：大野城市役所[於：大野城心のふるさと館]（福岡県大野城市）

調査事項：大野城心のふるさと館での先端テクノロジーを使った取組について

大野城心のふるさと館は、「歴史」「こども」「にぎわい」をキーワードに、「市民の心にふるさと意識を醸成する施設」「ふるさと大野城を次代につなぐための市民交流、市内外への情報発信、にぎわい創出の拠点施設」として、平成30年7月21日に開館した。管理・運営は市の直営で、心のふるさと館を1つの課とし、文化財の保護・活用等の担当も一般的な教育局ではなく、心のふるさと館で一括して行っている。

施設は、フロアごとにテーマを設け、1階は楽しく学ぶ「遊び場」、2階は広く学ぶ「学び場」、3階は深く学ぶ「調べ場」とした展示を行っている。特徴は先端テクノロジーを活用した展示で、「大野城タイムライン」は、旧石器時代から近現代の実物の展示に独自画像のAR表示やタッチパネルでの解説を行い、

「水城・大野城シアター」では、復元模型にプロジェクションマッピングによる映像を重ねて当時の様子を再現し、ペンライトで照らすと浮かび上がる仕掛け等の参加体験型展示を行っている。また、市内の各小中学校が心のふるさと館で学習を行う「学校連携事業」においても、床面に描いている大野城市の地図にタブレットを使って航空写真を映し出す「ここふるAR」を活用し、子どもたちがふるさとについての学びを深める機会を提供している。

さらに、令和4年度には、水城跡をより知ってもらうために、360度コントローラーを自身で操作できる仮想空間での見学を楽しむVRコンテンツも制作している。開館5周年を迎え、さらに市民に親しまれる施設づくりに、より一層取り組んでいくとのことであった。

○調査日：令和5年8月23日

調査先：古民家宿泊施設「HOTEL CULTA 大宰府」（福岡県太宰府市）

調査事項：歴史的資源を活用したまちづくりについて

HOTEL CULTA 太宰府は、西日本鉄道（株）、三井住友F&L（株）、（株）福銀行などで設立した特定目的会社である（株）太宰府Co-Creationが、古民家所有者から物件を賃借し、改修したホテルで、その運営をバリューマネジメント（株）が行っている。バリューマネジメント（株）は、主に歴史的建造物の利活用や観光まちづくりのコンサルティングを行っており、少子高齢化により地域の人口減少が進み、大切な歴史や文化が失われていくことに危機感を持ち、民間の力を利用して歴史的資源を保全・活用する事業を進めている。宿泊事業では、今までのホテルでは建物内を移動するだけで地域にお金が落ちない

ことから、まち全体をホテルに見立て、歴史的建造物をはじめ、市内に分散する空き家を活用して部屋数を確保し、徒歩で移動することにより回遊性も生み出す分散型ホテルをビジネスモデルとしている。

太宰府市は、年間約1,000万人が訪れる観光地であるが、通過型の観光地であったため、地域事業者や行政が手を組み、滞在型観光にしようと太宰府天満宮周辺の歴史的資源である古民家を活用した分散型ホテル事業に取り組み、HOTEL CULTIA 太宰府が建設された。ホテル宿泊者限定で太宰府天満宮夜間正式参拝などの特別体験プログラムを実施するなど、多くの方に来てもらう観光ではなく、高付加価値を提供し、少人数でも繰り返し来てもらう観光を目指している。

観光客だけでなく、地域の方にとっても必要な場所となるよう、記念日などに利用するアニバーサリーレストランや結婚式場としても利用されている。これからも、地域の方にも観光客にも必要とされる施設として事業を展開し、持続可能なまちづくりを進めていくとのことであった。

○調査日：令和5年8月23日

調査先：山口大学教育学部（山口県山口市）

調査事項：山口大学教育学部・附属小中学校歴食給食プロジェクトについて

「山口大学教育学部・附属小中学校歴食給食プロジェクト」は、山口県の歴食を学校給食と食育に取り入れることにより、ふるさと山口県の歴史や伝統文化に対する関心を高め、文化継承の大切さに気付き、郷土への愛着や郷土を誇りに思う心を育むことを目的として令和3年から実施された。

歴食とは、山口県商工会議所が提唱した歴史的な復元食や歴史にインスパイアされて開発された「歴史的なストーリーを有した価値ある食」のことで、山口県では明治維新150年のイベントで慶応2年の毛利藩主とイギリス海軍提督との会見時の日英饗応料理と藩主が参勤交代時に食べた弁当をもとにした参勤交代弁当を再現した。この再現料理を学校給食に取り入れるための検討を進めたことが歴食給食プロジェクトの始まりである。

歴食給食は、令和3年に山口大学教育学部附属光小学校・光中学校で、令和4年には同大学附属山口小学校でも実施された。歴食を給食へ展開するにあたって、栄養価、食材費、調理時間等を考慮し品数を制限することになったが、一つ一つもてなしの心で配膳するよう声掛けるなどして饗応料理を理解する工夫を行い、また、参勤交代弁当では、子どもたちが自分で当時の再現料理を弁当箱に詰め、外に出て食べることで歴史への興味関心を高める工夫を行った。今後も、

継続的な活動とするためには、食材費や弁当箱代などの予算の確保が課題となっている。

同時に行った食育では、写真と映像で歴史的背景や料理の特徴を説明し、併せて、歴食給食を家庭科の授業の題材に取り上げ、献立の改善方法や栄養バランスについて考えてもらうことで、子どもたちからは、歴史や和食、文化への関心が高まるなど食を通じて学びを深めている。今後は附属の小中学校だけでなく、県内の学校に拡大し実施できるよう活動していくとのことであった。

3 本委員会の所管に係る主な動き

- 令和5年9月、文化庁京都移転記念事業Opening Celebration「きょう ハレの日、」を開催した。
- 令和5年10月、けいはんなオープンイノベーションセンターにおいて、国内外で注目を浴びるフードテックに注目した産業振興を図るため、京都の食文化や食材と最先端技術との融合を目指す展示会「京都フードテックエキスポ2023」を開催した。
- 令和5年10月、京都府の文化・芸術の力を生かし、アートとテクノロジーを融合させた新たな産業を創造し、起業を促すとともに、次世代を担う起業家や企業の中核を担う人材育成を行うためのオープンイノベーション拠点、「アート&テクノロジー・ヴィレッジ京都（ATVK）」を開設した。

4 今後の課題

本委員会の設置目的に掲げられた諸課題について、調査及び研究を進めた結果、なお引き続き調査及び研究を要する次のような課題が残されていると考える。

- 文化・観光・経済の好循環に結び付く文化と産業を融合させる取組の推進
- 次世代の子供たちが、学校教育や地域行事を通じて文化を大切にする心を育てる取組の推進
- 社寺や民俗芸能などの有形・無形の文化財を継承・発展させる取組の推進
- 文化庁と連携した新たな日本文化発信の取組の推進

文化力と価値創造に関する特別委員会 活動状況

(令和5年5月～令和6年5月)

年月日	区分	主な内容
5. 5.26	委員会	1 委員長の選任 2 副委員長の選任 3 副委員長の順位
6. 15	正副委員長会	1 出席要求理事者 2 確認事項 3 本日の委員会運営
6. 15	委員会	1 出席要求理事者 2 確認事項 3 所管事項に係る事務事業概要 4 今期の委員会運営方針 5 今後の委員会運営
6. 22	正副委員長会	1 定例会中の委員会運営 2 今後の委員会運営
7. 3	委員会	1 所管事項の調査 「文化庁の京都移転と今後の文化施策の展開について」 参考人：文化庁 参事官（生活文化創造担当） 食文化推進本部事務局長 高田 行紀 氏 2 閉会中の継続審査及び調査 3 今後の委員会運営
8. 22 ～23	管外調査	▷ 福岡市役所[於：Artist Café Fukuoka] ▷ 大野城市役所[於：大野城心のふるさと館] ▷ 古民家宿泊施設「HOTEL CULTIA 太宰府」 ▷ 山口大学教育学部
9. 8	管内調査	▷ 文化庁京都移転記念事業 「きょう ハレの日、」記念式典 (行催事等委員会調査)
9. 20	正副委員長会	1 定例会中の委員会運営 2 今後の委員会運営
9. 29	委員会	1 所管事項の調査 「食文化の継承と活用について」 参考人：ふじのくに地球環境史ミュージアム 館長 京都府立大学 京都和食文化研究センター 客員教授 佐藤 洋一郎 氏 2 閉会中の継続審査及び調査 3 今後の委員会運営
11. 11	管内調査	▷ 京都伝統文化の夢舞台 (行催事等委員会調査)
12. 8	正副委員長会	1 定例会中の委員会運営 2 今後の委員会運営
12. 17	管内調査	▷ 令和5年度全国高校生伝統文化フェスティバル (行催事等委員会調査)

年月日	区分	主な内容
12.19	委員会	1 所管事項の調査 「メディア文化と先端テクノロジーの融合によるコンテンツイノベーションの創出について」 参考人：立命館大学 映像学部 教授 細井 浩一 氏 2 閉会中の継続審査及び調査 3 今後の委員会運営
6. 2. 6	管内調査	▷ 第42回京都府文化賞交流会 (行催事等委員会調査)
2.25	管内調査	▷ 京都・和食の祭典2024～京の食文化発信～シンポジウム (行催事等委員会調査)
3.18	正副委員長会	1 定例会中の委員会運営 2 今後の委員会運営
3.19	委員会	1 所管事項の調査 「アートとテクノロジーの融合による新たな文化と産業の創造について」 参考人：学校法人瓜生山学園 常務理事 京都芸術大学 空間演出デザイン学科 教授 大野木 啓人 氏 2 閉会中の継続審査及び調査 3 今後の委員会運営
5.23	正副委員長会	1 臨時会中の委員会運営
5.23	委員会	1 中間報告 2 委員会活動のまとめ ※ 発言内容は別紙のとおり

委員会
正副委員長会

7回
6回

管内調査 5回 (5日)
管外調査 1回 (2日)

文化力と価値創造に関する特別委員会 管内外調査実施状況

1 管内調査

年度	年 月 日	調 査 先 及 び 調 査 事 項
5	5. 9. 8	▷ 文化庁京都移転記念事業 「きょう ハレの日、」 記念式典
	5. 11. 11	▷ 京都伝統文化の夢舞台
	5. 12. 17	▷ 令和5年度全国高校生伝統文化フェスティバル
	6. 2. 6	▷ 第42回京都府文化賞交流会
	6. 2. 25	▷ 京都・和食の祭典 2024～京の食文化発信～シンポジウム

2 管外調査

年度	年 月 日	調 査 先 及 び 調 査 事 項
5	5. 8. 22 ～23	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 福岡市役所[於：Artist Café Fukuoka] <ul style="list-style-type: none"> ・ 「Fukuoka Art Next」の取組について ・ 施設視察 ▷ 大野城市役所[於：大野城心のふるさと館] <ul style="list-style-type: none"> ・ 大野城心のふるさと館での先端テクノロジーを使った取組について ・ 施設視察 ▷ 古民家宿泊施設「HOTEL CULTIA 太宰府」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史的資源を活用したまちづくりについて ・ 施設視察 ▷ 山口大学教育学部 <ul style="list-style-type: none"> ・ 山口大学教育学部・附属小中学校歴食給食プロジェクトについて

令和6年度 委員会運営に関する申合せ

1 委員会の活動について

(1) 定例会中の活動

ア 常任委員会及び予算特別委員会分科会（標準的な運営）

1 日目	1 開会 2 報告事項 3 付託議案及び審査依頼議案（質疑終結まで） 4 閉会
2 日目	1 開会 2 付託議案（討論・採決） 3 審査依頼議案（適否確認） 4 付託請願 5 所管事項（〇〇〇〇部） 6 閉会
3 日目	1 開会 2 所管事項（△△△△部） 3 閉会中の継続審査及び調査 4 今後の委員会運営 5 その他 6 閉会

下線部…予算特別委員会分科会関係の議事
審査依頼議案がない場合は「常任委員会」として開催

イ 特別委員会（標準的な運営）

1 日	1 開会 2 所管事項の調査 (1) 理事者からの説明 (2) 参考人からの意見聴取 3 委員間討議 4 閉会中の継続審査及び調査 5 今後の委員会運営 6 その他 7 閉会
-----	---

参考人の招致は、前の定例会の委員会に諮り、招致決定を行うものとする。
ただし、前の定例会中にテーマや候補者が整わなかった場合は、正副委員長で協議の上、招致を決定し、速やかに各委員に報告するものとする。
また、「3 委員間討議」を実施するか否かについては、各委員会の付議事件等を勘案し、各委員会の裁量で判断するものとする。

(2) 5月臨時会中（令和7年5月臨時会）の活動

ア 常任委員会及び予算特別委員会分科会

1 日	1 開会 2 報告事項 *報告事項の実施については、委員会の裁量 3 付託議案及び審査依頼議案（質疑終結まで） 4 付託議案（討論・採決） 5 審査依頼議案（適否確認） 6 委員会活動のまとめ ・委員の意見開陳 7 その他 ・委員長及び理事者あいさつ 8 閉会	* 該当委員会のみ
-----	---	-----------

下線部…予算特別委員会分科会関係の議事
審査依頼議案がない場合は「常任委員会」として開催

イ 特別委員会 1日間

1 日	1 開会
	2 中間報告(政策提案・提言及び中間報告)
	3 委員会活動のまとめ(委員会活動の所感) ・委員の意見開陳
	4 その他 ・委員長及び理事者あいさつ
	5 閉会

下線部…政策提案・提言がまとまった場合の議事

(3) 閉会中の活動

ア 初回委員会

各委員会の出席要求理事者の決定及び委員会運営に関する申合せの内容について確認するとともに、所管部局の事務事業概要等を聴取する。

イ 常任委員会(毎月常任)

定例会中の委員会が開催される月以外にも常任委員会を開催することとし、議事内容は、報告事項の聴取や特定のテーマに係る所管事項の調査等、委員会の裁量で弾力的に運営する。

また、委員会として必要な場合は、適宜、参考人を招致することができるものとし、参考人制度を活用した調査については、定例会中の特別委員会の例によるものとする。

ウ 特別委員会

定例会中の特別委員会以外にも、必要に応じて特別委員会を開催することができるものとする。

エ 管内外調査

管内調査は、閉会中の常任委員会の活動日に実施することができることとし、同一時期に同一広域振興局管内に集中しないよう委員会間相互の調整に努めるとともに、広域振興局長の対応が困難な場合など、出席理事者の弾力的な対応を了承するものとする。

また、管外調査に係る事前調査については、調査概要等の資料を、事前に会議アプリケーションに格納することをもって代えることができるものとする。

なお、管内調査においては、可能な場合は府民傍聴を認めるものとする。

オ 出前議会

出前議会については、各常任委員会の裁量により実施するものとする。

(4) 行催事等に係る委員会調査

府が主催・共催・後援する行催事等で、委員会の所管事項の調査のため、委員が出席することが有意義と認められるものについては、委員会に諮り委員会調査として実施する。ただし、行催事を追加する場合は、正副委員長で協議の上、実施するものとする。

(5) 委員会活動の広報

各委員会の活動状況等を、テレビ広報番組及び議会広報(議会だより、ホームページ、SNS)により紹介する。

なお、委員会や管内調査、出前議会等において、テレビ広報番組及び議会広報作成のための取材、撮影、録音は、支障のない範囲でこれを認めるものとする。

(6) 委員会活動のまとめ

5月臨時会における「委員会活動のまとめ」については、年間を通じた総合的なものとし、次期委員会において、理事者に配付するものとする。ただし、特別委員会において、政策提案・提言がまとまった場合は、「委員会活動のまとめ」に代えて、政策提案・提言を配付する。

なお、委員会活動のまとめにおける意見開陳に当たって必要な場合は、理事者に対する質疑も可能とする。

委員会において、統一した意見や提言・要望等を理事者に提出することが合意された場合は、理事調整会議においてその取扱いを協議する。

(7) 委員会の年間運営 別紙1-1

※特別委員会の年間運営 別紙1-2

2 議案の審査について

(1) 議案の付託区分 別紙2

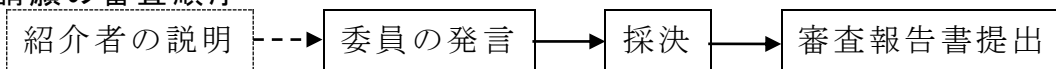
(2) 議案審査の流れ 別紙3

(3) 議案の審査報告（委員長報告）

常任委員会及び予算特別委員会（分科会により詳細審査を行った場合）の委員長報告は、委員会審査報告書の配付のみとし、委員長報告は省略する。ただし、少数意見の報告がある場合は、委員長報告を行う。

3 請願の審査について

(1) 請願の審査順序



注) 委員からの求めに応じ、理事者から現状説明

(2) 請願者の趣旨説明

ア 請願者から申し出があった場合は、正副委員長で協議し、その許否を決める。

イ 許可する場合、委員会室のスペース、審査時間等の関係から、請願者の入室は3人以内とし、説明は5分程度とする。

(3) 審査結果等

ア 結論には採択（一部採択、趣旨採択を含む。）と不採択とがある。

イ 結論が出ず、更に継続して審査を必要とするものについては、継続審査とする。

4 委員会の公開等について

(1) 傍聴

ア 委員会は、原則、公開するものとする。

イ 議員及び府政記者以外の者は、委員会傍聴要領によるものとする。

(2) モニターテレビ視聴及びインターネット議会中継

委員会審議の公開に当たっては、モニターテレビ視聴及びインターネット議会中継も併せて実施するものとする。

(3) 写真撮影、録音等

写真撮影、録音等の申し出があった場合は委員長が委員会に諮って許否を決するものとする。

5 意見書・決議について

(1) 委員会提出

意見書・決議（以下「意見書等」という。）の提出を求める請願で、全会一致で採択されたものに係る意見書等及び事前に各会派の意見が一致した意見書等で、当該常任委員会において議題とし、審査の結果、全委員が賛成の場合は当該委員会の提出とし、委員長名で提出する。

(2) 会派提出

常任委員会で審査した結果、委員会提出になじまないと認められる案件及び委員会提出とすることに至らなかった案件は、会派提出とする。

なお、意見書等の提出については、委員会の付託請願（陳情・要望を含む。）、又は所管事項で審議の上、頭出しをすることとし、委員会の審議になじまない案件については、審議になじまない理由及び意見書等の趣旨について説明の上、頭出しをすることとする。ただし、委員会に所属の委員がいない会派については、委員長から頭出しを行うこととする。

6 その他

(1) 会議時間

ア 会期中の委員会の開会時刻は、常任・特別の各委員会とも午後1時30分を基本とするものとする。

イ 委員会を午後5時以降も引き続き行う場合は、委員長から委員に了解を得るものとする。

(2) 緊急事態における委員会運営

府民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある感染症のまん延を防止するため必要な措置を講じるべき場合又は大規模な災害その他の緊急事態が発生し、若しくはそのおそれがあることにより委員会を招集する場所に参集することが困難な委員がある場合において、委員長が必要と認めるときは、次の対応を行うことができる。

ア オンライン委員会の開催

「オンライン委員会に関する申合せ」に沿ってオンライン形式により委員会を運営する。別紙4

イ 委員外議員の発言

当該委員に代わって委員以外の議員の発言を認める（委員外議員の所属する委員会が同時に開催されている場合を除く）。

その場合、代わりに発言する議員は、委員長に申し出て了承を得るとともに、副委員長に連絡する。

また、代わりに発言する議員の発言時間等は、当該委員に認められていた範囲で認めることとする。

(3) 質問時における資料等の使用

ア 質問は、口頭で行うことを原則とする。

イ 図表、写真、現物等言論で表現し難い場合に限って、資料を使用できるものとし、資料等を使用する場合は、事前に正副委員長会の了承を得るものとする。ただし、その暇がない場合は、委員長に申し出て了承を得るとともに、事前に副委員長に連絡する。

(4) 常任委員会における所管事項に係る会派持ち時間制

所管事項に係る質問については、会派持ち時間制とし、各会派の持ち時間は、20分に会派委員数を乗じた時間を目安とする。

なお、所管事項に係る質問については2日間に分けて行い、会派持ち時間を2日間で割り振ることとし、その配分については各会派の裁量とする。

(5) **副知事の委員会への出席**

常任・特別委員会においては、政策条例や特に重要な予算案の審議など、提出議案や報告事項等の重要度を勘案し、理事調整会議で協議の上、出席要求を行う。

(6) **ペーパーレスによる委員会運営**

全ての常任委員会及び特別委員会（予算・決算を含む。）について、初回委員会以降、ペーパーレス委員会として運営することを基本とし、「ペーパーレス会議の運営に関する申合せ」に沿って運営する。**別紙5**
なお、出席要求理事者のうち、最前列に着席する者は情報端末の使用を基本とする。

(7) **情報端末機器の使用**

委員会において情報端末機器を使用する場合は、「京都府議会情報端末機器使用・管理ガイドライン」で定められた事項を遵守することとする。

別紙6

(8) **欠席の届出**

疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため委員会に出席できないときは、その理由を付け、当日の委員会開会時刻までに委員長に届け出ることとする。**別紙7**

ただし、京都府議会会議規則第2条の規定により議長あてに欠席を届け出た期日に開催される委員会を欠席する場合は、届け出を省略することができるものとする。

委員会の年間運営

初回委員会【委員会活動のスタート】

- 前期委員会活動報告書の配付
- 所管部局の事務事業概要等を聴取
- 特別委員会は、今期の委員会運営方針を協議

定例会中の委員会

- (常任) ○報告事項の聴取、議案審査、請願審査、所管事項の質問
- (特別) ○所管事項の調査、委員間討議 (※各委員会の裁量で実施を判断)

閉会中の委員会**■ 常任委員会の毎月開催**

- ・報告事項の聴取
- ・所管事項の調査
- ・参考人の招致など

■ 管内外調査（調査活動）

- ・所管、テーマに応じた現地・現場における調査

■ 出前議会（広聴活動）

- ・府民のニーズを府政の推進に活かすために、地域住民や関係団体等と意見交換

委員会活動の広報**■ テレビ広報番組・議会だより・ホームページ・SNS**

- ・定例会等の結果や各委員会の活動状況等について、テレビ広報番組、議会だより、議会ホームページ及びSNSにより紹介

※【委員会活動のまとめ】（5月臨時会）

- 年間を通じた総括的なものとして位置付け

特別委員会の年間運営

5月	5月臨時会 (5/24)	特別委員会設置、正副委員長互選
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合同委員長会議 (6/3) ・ 初回特別委員会 (6/7) 	<p>委員会運営の申合せの協議、確認</p> <p>出席要求理事者決定、確認事項、 今期の委員会運営方針の協議</p>
	6月定例会	参考人陳述・意見交換、委員間討議 (※1)
7月	(毎月常任) (※2)	
8月	(毎月常任) (※2)	
	・ <u>管内外調査</u> (1泊2日又は2泊3日)	
9、10月	9月定例会	参考人陳述・意見交換、委員間討議 (※1)
11月	(毎月常任) (※2)	
12月	12月定例会	参考人陳述・意見交換、委員間討議 (※1)
1月	(毎月常任) (※2)	
2、3月	(毎月常任) (※2)	
	2月定例会	参考人陳述・意見交換、委員間討議 (※1)
4月	(毎月常任) (※2)	
5月	5月臨時会	<p>【政策提案・提言としてまとめる場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政策提案・提言（報告書）の決定 ・ 中間報告書の決定 ・ 委員会活動の所感 <p>【政策提案・提言としてまとめない場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中間報告書の決定 ・ 委員会活動のまとめ

(※1) 委員間討議の実施の有無は、各委員会の裁量で判断

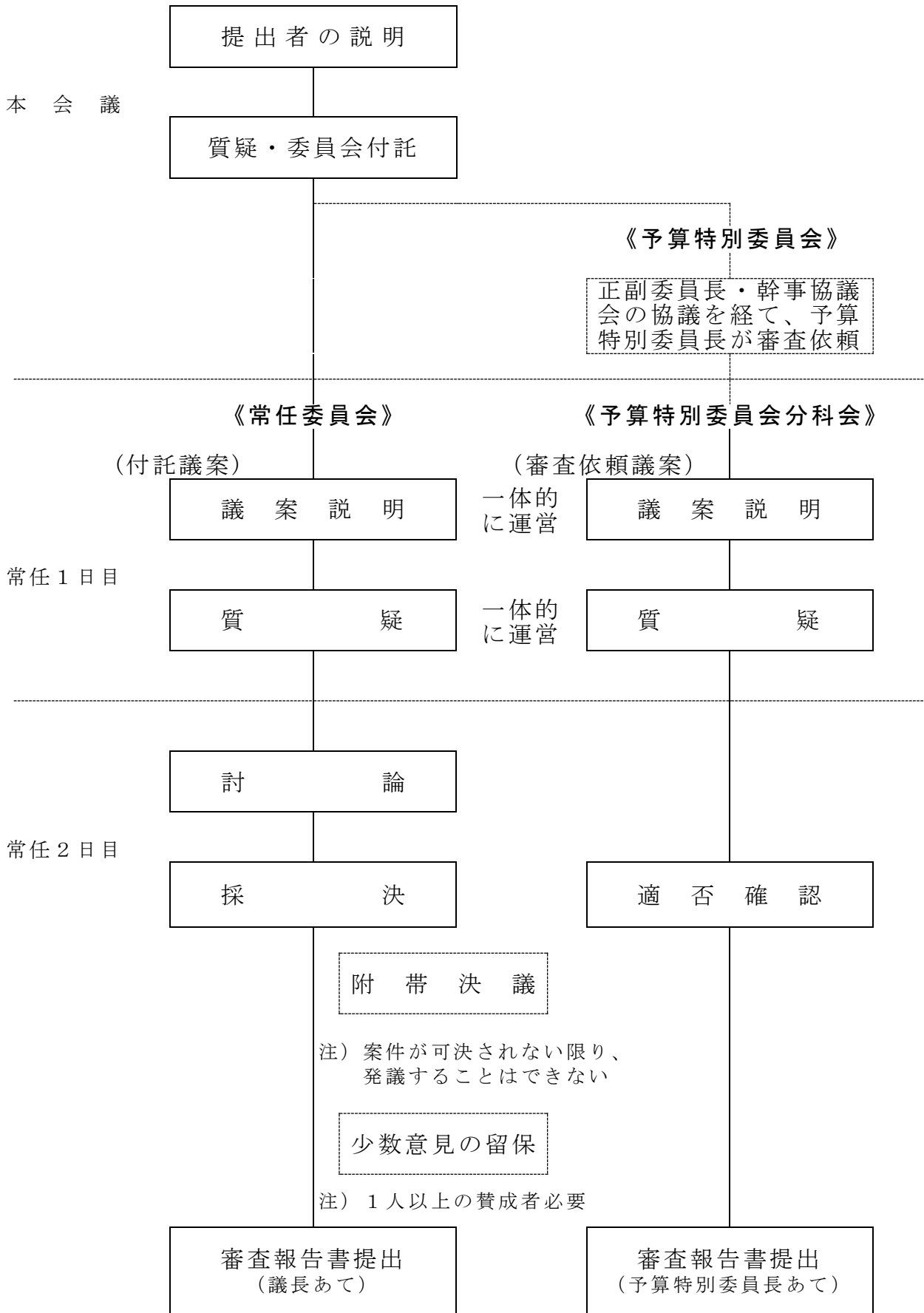
(※2) 必要に応じて毎月常任の活動日の前後等に閉会中の特別委員会を開催することも可能

議案の付託区分

区 分	付 託 先
1 予算議案	○ 予算特別委員会に付託
2 決算認定議案	○ 前年度の決算認定議案は、決算特別委員会を設置し、付託 ○ 決算特別委員会の構成は、議長及び副議長を除く全議員の半数
3 条例及び請負契約議案等	○ 同時に提案された <u>予算議案に密接に関連する議案</u> については、予算特別委員会に付託 ○ その他の議案については、当該議案を所管する常任委員会に付託
4 人事案件	○ 委員会付託を省略（全体審議）
5 委員会提出議案	○ 委員会付託を省略

議決権の内容	予算議案に密接に関連する議案			
	予算特別		常任	決算特別
条例の制定、改廃	一部	①財務に関する条例 ・基金条例、特別会計条例等 ②歳入予算を伴う条例 ・府税条例、手数料徴収条例等 （※条例の改正内容による歳入の増減が予算に計上されている場合に限る） ③歳出予算を伴う条例 ・給与条例等 （※条例の改正内容による歳出の増減が予算に計上されている条例であって、事業の執行に要する予算に係るものを除く）	その他	
予算	○			
決算の認定				○
税の賦課徴収、分担金等徴収	一部	市町村負担金を定める等の議案であって予算に計上されているもの	その他	
契約の締結			○	
財産の交換、譲渡、貸付け			○	
不動産の信託			○	
財産の取得又は処分	一部	予算に計上されているもの	その他	
負担付きの寄付又は贈与	一部	予算に計上されているもの	その他	
権利の放棄			○	
公の施設の独占的利用			○	
訴えの提起等			○	
損害賠償			○	
公共的団体等の活動の調整			○	
法令に基づくもの			○	
基本的な計画の議決			△ (分野別計画)	

議案審査の流れ



オンライン委員会に関する申合せ

1 オンライン委員会の開催事由

次のいずれかの場合において、委員長が必要と認めるとき

- (1) 府民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある感染症のまん延を防止するために必要な措置を講じるべき場合
- (2) 大規模な災害その他の緊急事態が発生し、又はそのおそれがあることにより委員会を招集する場所に参集することが困難な委員がある場合

2 オンライン委員会の出席手続

(1) オンライン委員会の開催の決定

委員長は、京都府議会委員会条例（以下「条例」という。）第12条の2第1項の規定によりオンライン方式による委員会の開催を決定したときは、所属委員に対し、その旨を通知するものとする。

(2) オンラインによる参加の申請

オンライン委員会開催の通知を受け、委員会にオンライン方式による参加を希望する委員は、原則として、オンライン方式による出席を希望する日の2日前（府の休日に当たる日は、日数に算入しない。）の午後1時までに、オンライン参加申請書（別添様式）を委員長に提出するものとする。

なお、期限を過ぎた後にオンライン出席申請書の提出があった場合にも、可能な限り柔軟に対応するものとする。

(3) オンライン方式による出席の許可

委員長は、(2)の申請書を提出した委員が委員会室へ参集しないことが適当であると認めた場合又は参集することが困難であると認めた場合は、これを許可するものとする。

(4) 接続テスト

ア オンライン方式による出席が許可された場合は、原則として、オンライン方式による出席を希望する日の前日（府の休日に当たる日は、日数に算入しない。）の午後1時までに、委員会開催時と同様の条件で議会事務局と接続テストを行うこととする。

イ オンライン方式により委員会に参加する委員（以下「オンライン参加委員」という。）は、委員会開会予定時刻の30分前までに、議会事務局職員との間で通信環境が良好に保たれていることを確認するものとする。

3 オンライン委員会の基本的事項

(1) オンライン参加委員の責務

ア オンライン参加委員は、常に映像と音声の送受信により委員会室の出席委員と相互に状態を認識しながら通話することができるようにするとともに、次に掲げる事項を遵守することとする。

(ア) 情報セキュリティ対策を適切に講じること。

(イ) オンライン参加委員以外の者がいない室内で行うこと。

(ウ) 委員会に関係しない映像や音声が入り込まないようにすること。

(エ) オンライン参加委員は、不測の事態の際に事務局と連絡が取れるよう、携帯電話を常備すること。

イ オンライン方式により委員会に参加するために必要な機器や通信環境を整えること。

(2) 委員長の権限

ア 正副委員長は、円滑な議事運営を確保する観点から、オンライン方式で委員会に参加することができないこととする。

イ オンライン参加委員が条例第 19 条第 2 項に規定に該当する場合は、オンライン参加委員の通信回線の遮断により、映像と音声の送受信を停止する措置を講じることができることとする。

4 通信回線に不具合が生じた場合の対応

委員会開催中に通信回線に不具合が生じ、オンライン参加委員の発言の聴取等の続行が困難になった場合、委員長は、速やかに次の対応を行うこととする。

- ① 委員長が休憩を宣告
- ② 当該オンライン出席委員に電話等で状況確認
- ③-1 通信回線が復旧した場合
 - 委員長が再開を宣告し、委員会を続行
- ③-2 通信回線復旧のための手段を尽くしても復旧しない場合
 - 当該委員は離席したものとみなし、委員長が再開を宣告し、委員会を続行

5 表決の方法

(1) 表決は、委員会を招集する場所に参加している委員とオンライン参加委員で同時に行うものとする。ただし、委員長は、表決宣告から表決までの間に、オンライン参加委員に通信障害が発生したものと認めたときは、当該委員を離席したものとみなし、当該委員は、表決に加わることができないものとする。

(2) 簡易表決を行う場合、委員長は、オンライン参加委員及び会議室の委員双方から異議の有無を諮るものとする。

(3) 挙手採決を行う場合、オンライン参加委員は、意思が明確に判別できるよう、挙手の状態で、手のひら全体がパソコン等の通信機器の画面上に表示され、明瞭に映像として他の委員に送信されるようにするものとする。

(4) 投票による表決は、オンライン委員会においては行わないものとする。

6 オンライン委員会の会議記録

会議記録の作成に当たっては、オンライン参加委員がオンライン方式により参加したことを明記することとする。

7 その他

(1) 当分の間、総括質疑、秘密会及び互選委員会はオンライン方式の対象としないこととする。

(2) 参考人のオンライン参加については、1（オンライン委員会の開催事由）にかかわらず、参考人から要請があった場合は認めることとする。

8 定めのない事項

この申合せに定めるもののほか、オンライン委員会に関し必要な事項は、正副委員長で協議の上、決定するものとする。

オンライン参加申請書

年 月 日

委員会

委員長 様

委員名 _____

京都府議会委員会条例第12条の2第3項の規定により、オンライン方式による委員会参加の許可を求めます。

1 開会日

年 月 日

2 理由

3 メールアドレス（オンラインによる出席に必要な情報等の送付先）

4 緊急連絡先（通信回線に不具合が生じた際等の携帯電話連絡先）

※この申請書に記載いただいた個人情報は、オンライン委員会出席の目的以外には使用いたしません。

ペーパーレス会議の運営に関する申合せ

1 目的

ICTの様々なメリットを活かし、府議会における各種会議の審議の一層の充実及び進行の円滑化を図ることを目的とする。

2 対象とすることができる会議

常任・特別委員会、議会運営委員会（理事会、議会改革検討小委員会、同作業部会を含む。）及び京都府議会会議規則第122条第1項の規定による議案の審査又は議会に関し協議又は調整を行う場とする。

ただし、互選委員会及び秘密会は対象外とし、各常任・特別委員会正副委員長会、予算・決算特別委員会正副委員長・幹事協議会等の取扱いは、正副委員長等の協議により決定する。

3 対象者

議員、出席要求理事者（補助職員を含む。）及び議会事務局職員とする。

4 使用する情報端末及び使用時の注意事項

別途定める「京都府議会情報端末機器使用・管理ガイドライン」に沿って使用する。

5 Wi-Fiルーターの利用

京都府議会が設置する京都府議会Wi-Fiルーターを利用する際は、別添「京都府議会Wi-Fiルーター利用規約」に沿って利用する。

6 電子データ^{*}の対象資料等 ※文字検索が可能なPDF形式のファイル

- (1) ペーパーレスで運営する場合は、原則、全ての資料を電子データ化の対象とすることとする。ただし、電子データ化が困難な場合は、必要に応じ、紙資料の利用も可能とする。
- (2) 大部の資料は、希望者にのみ紙で配付することを基本とする。
- (3) 会議の招集権者が審議の充実に資すると判断した資料を会議アプリケーションに格納することも可能とする。

7 端末に不具合が生じた場合の対応

- (1) 特定の情報端末に不具合が生じた場合は、議会事務局が用意する代替端末を貸与する。
- (2) 通信障害等により複数の情報端末に不具合が生じた場合は、会議を中断し、復旧のための対応を取るものとし、復旧が困難な場合は、情報端末の使用を中止し、紙資料の配付により会議を再開し、審議を行うものとする。

8 サポート体制

- (1) 必要に応じ、議員等への端末操作研修を実施するものとする。
- (2) 必要に応じ、資料閲覧用のモニターを設置するものとする。
- (3) 情報端末の操作補助者の入室を認めるものとする。

9 その他

- (1) ペーパーレスで会議を運営する場合であっても、出席者の判断により、情報端末機器による資料閲覧又は、紙資料の使用を柔軟に選ぶことができることとする。
- (2) 府政記者及び傍聴者については、会議アプリケーションを使用し、対象とする会議の資料を提供することを原則とする。
- (3) 電子データ化した会議の資料は、府議会のホームページにも掲載する（傍聴者用に配付したものに限る）。
なお、個人情報など非公開情報に該当する箇所は、マスキング処理するものとする。
- (4) この申合せに定めのない事項は、各会議において調整するものとする。

別添

京都府議会Wi-Fiルーター利用規約

令和5年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規約は、京都府議会が設置する京都府議会Wi-Fiルーター（以下「府議会Wi-Fi」という。）の利用について、必要な事項を定めるものとする。

(利用目的)

第2条 府議会Wi-Fiの利用目的は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 京都府議会におけるペーパーレス会議システムの運用
- (2) その他京都府議会が特に認めたもの

(利用者)

第3条 府議会Wi-Fiを利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 京都府議会議員
- (2) 京都府議会事務局職員

(利用者の遵守すべき事項)

第4条 府議会Wi-Fiを利用する者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守するとともに、別紙同意書により、本規約に同意しなければならない。

- (1) 議会事務局による、運用及び管理上必要な指示に従うこと。
- (2) 利用する通信端末のOSやソフトウェアのバージョンを最新に保つ等セキュリティ対策に努めること。
- (3) SSIDやパスワードを他人に教えないこと。
- (4) 利用する通信端末がウイルスに感染したとき、又は感染した可能性があるときは、速やかに議会事務局に報告し、指示された必要な措置を講じること。
- (5) 府議会Wi-Fiの利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他関係法令等を順守すること。

(利用者資格の停止)

第5条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、議会事務局は事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用者資格を停止することができるものとする。

- (1) 次条で禁止している事項に該当する行為を行った場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この規約に違反した場合
- (3) その他、利用者として不適切と議会事務局が判断した場合

(禁止事項)

第6条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 議会事務局又は第三者に不利益又は損害を与える行為若しくはそのおそれのある行為
- (2) 公序良俗に反する行為若しくはそのおそれのある行為又は公序良俗に反する情報を提供する行為
- (3) 犯罪的行為又はそのおそれのある行為
- (4) 前各号に掲げるもののほか、議会事務局が不適切と判断する行為

(本規約の変更)

第7条 議会事務局は、利用者の承諾を得ることなく、この規約を変更することができる。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

別紙

京都府議会Wi-Fiルーター利用規約同意書

京都府議会Wi-Fiルーター利用規約に同意し、府議会Wi-Fiルーターを利用いたします。

令和 年 月 日

ご署名

京都府議会情報端末機器使用・管理ガイドライン

第1 ガイドラインの趣旨

○ 京都府議会（以下「議会」という。）では、令和3年3月に策定したICT利活用推進・実施計画に基づき、議会が管理するアプリケーション（以下「議会アプリ」という。）の利用や、会議（委員会及び京都府議会会議規則（昭和31年京都府議会規則第2号）に規定する協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。））の運営において、情報端末機器を使用する機会が拡大している。

このような情報端末機器の利活用の拡大が議会・議員活動を充実させる一方で、それぞれの議員においては、機器や情報などの取扱いに係るセキュリティ及びコンプライアンスについて、より高い意識が求められることとなっている。

そこで、円滑な議会運営及び議会への府民の信頼を確保することを目的に、各議員が議会活動において、情報端末機器を適切に使用・管理するためのガイドラインをここに定めるものである。

第2 議員の責務

- 議員は情報端末機器の使用・管理に当たり、次に掲げる事項について十分に配慮し、このガイドラインの規定を遵守するものとする。
- (1) 第三者の権利を侵害し、又は府政の推進を妨げることのないよう情報を取り扱うこと。
 - (2) 情報の漏洩、議会アプリの機能の毀損等を防止するためのセキュリティ対策に努めること。
 - (3) 情報端末機器を使用する状況、目的、方法等について、府民の目から見て疑念が生じることのないようにすること。
 - (4) それぞれの会議における情報端末機器の使用に関する定めを遵守するとともに、その運営を妨げないこと。

第3 議会事務局の責務

- 議会事務局は、議員が議会活動において情報端末機器を円滑かつ適切に使用できるよう、議会アプリの管理、通信環境の確保その他の必要な環境の整備に努めるものとする。

第4 情報端末機器の調達

- ① 議員は、議会アプリを使用する情報端末機器（以下「議会アプリ用端末」という。）
*及び会議で使用する情報端末機器について、原則として、自ら、又は自らが所属する会派を通して、調達するものとする。

※ 次の情報端末機器を含む。

- ・ 日常的に使用してはいないが、議会アプリをインストールしている情報端末機器
- ・ 議会アプリをインストールしていないが、インターネットブラウザ等により、議会アプリのサービスを利用している情報端末機器
- ・ その他、URL、ID、パスワード等の議会アプリへのアクセスに関する情報が保存されている情報端末機器

- ② 議員及び出席要求理事者が会議で使用する情報端末機器はタブレット端末、ノートパソコン又はスマートフォン（それぞれインターネット通信又は電源に必要な附属機器を含む。）のうち任意のものとする。

第5 情報端末機器の管理

- ① 議員は、議会アプリ用端末のセキュリティ対策のため、基本ソフトウェアの更新を行うものとする。
- ② 議員は、議会アプリ用端末について、画面ロック機能を設定する等、その監督下にならない第三者が無断に使用することのないように対策を行うものとする。
- ③ 議員は、議会アプリ用端末について、盗難、紛失及び無断使用を防止するため、公共の場その他の第三者の出入りのある場所に放置しない等、適切に運搬、保管等を行うものとする。
- ④ 議員は、セキュリティソフトのインストール等、議会アプリ用端末のセキュリティ対策の強化に努めるものとする。

第6 議会アプリの使用等

- ① 議員、出席要求理事者及び議会事務局職員その他の議会アプリの使用を許可された者（以下「議会アプリの使用者」という。）は、議会アプリのID、パスワード等の情報について第三者に知られることがないように適切に管理するものとする。
- ② 議会アプリの使用者は、個人情報その他の議会及び執行機関において公開が予定されない情報について、議会アプリを用いて共有してはならないものとする。
- ③ 議会アプリの使用者は、議会アプリを用いて共有する資料のうち、議会事務局及び執行機関が作成したもの以外のものについて、複製、頒布等を行う場合には、当該資料に係る著作権等の権利を侵害しないよう十分に配慮するものとする。

第7 議会アプリ用端末の盗難・紛失等への対応

- ① 議会アプリの使用者は、次に掲げる事象が発生した、又は発生したおそれがある場合には、速やかにその旨を議会事務局に連絡するものとする。
 - (1) 議会アプリ用端末の盗難又は紛失
 - (2) 議会アプリ又は議会アプリ用端末のコンピュータウィルスの感染
 - (3) 議会アプリ又は議会アプリ用端末への不正アクセス
 - (4) 議会アプリのID、パスワード等の漏洩
- ② ①の連絡があったとき、議会事務局は、当該連絡に係る議会アプリのアカウントを速やかに停止し、必要に応じ議会アプリを提供する事業者等に連絡した上で、被害防止、機能復旧等のために適切な対応を行うものとする。

第8 会議における情報端末機器の使用

- ① 議員及び出席要求理事者は、議場で開催される場合及びそれぞれの会議において特に使用できない旨を定めている場合を除き、会議において情報端末機器を使用することができる。

- ② それぞれの会議において特に定められた場合を除き、議員及び出席要求理事者は、会議において次の事項を行うことができるものとする。
- (1) あらかじめ情報端末機器又はインターネットサーバー上に保存しておいた議事に関する資料等の閲覧
 - (2) 議事に関する資料等についてインターネットを利用して行う検索
 - (3) 会議における審議経過の記録や発言原稿とするためのワードプロセッサ機能（メモ機能）の使用
 - (4) その他、それぞれの会議において認められている議会アプリの機能の使用
- ③ それぞれの会議において特に定められた場合を除き、議員及び出席要求理事者は、会議において次に掲げる事項を行ってはならないものとする。
- (1) 通話、電子メール、ソーシャルメディア等による外部との通信
 - (2) 議事に関係のない情報端末機器の使用その他の会議の目的に照らして必要のない情報端末機器の使用
 - (3) 議会の品位を損なうような情報端末機器の使用、節度のない情報端末機器の使用その他の府民の目から見て疑念が生じるような情報端末機器の使用
 - (4) 会議の委員長又は主宰者の許可を得ていない、会議の撮影、録音及び録画
 - (5) 会議の委員長又は主宰者が情報端末機器の使用を認めないこととしている場面での情報端末機器の使用
- ④ 議員及び出席要求理事者は、会議において情報端末機器を使用するに当たっては、電子音や振動音が鳴らないようにするとともに、操作音が議事の支障とならないように配慮するものとする。ただし、災害等に係る緊急速報メール等の受信音についてはこの限りではない。
- ⑤ ④の緊急速報メール等の受信音が鳴った場合には、会議の委員長又は主宰者は、必要に応じ、その内容について確認を行うものとする。
- ⑥ 議員及び出席要求理事者は、会議において情報端末機器を使用するに当たっては、その画面に傍聴者等の目が向けられていることに常に意識し、個人情報その他の議会及び執行機関において公開が予定されない情報その他の第三者に開示すべきでない情報及び府民の目から見て疑念が生じるような内容が表示されないようにするものとする。
- ⑦ 議会事務局は、会議の円滑な運営を確保するため、Wi-Fiルーターの設置等、議員が議会事務局の管理する無線LANに情報端末機器を接続できる環境の整備に努めるものとする。
- ⑧ 議員は、会議において情報端末機器を使用するに当たっては、その電源はバッテリー対応とし、インターネットへの接続その他の情報端末機器（附属機器等を含む。）を使用するために必要な準備については、⑦の無線LANを除き、原則として、それぞれの議員の責任において行うものとする。
- ⑨ 会議の委員長又は主宰者は、議員及び出席要求理事者に会議における情報端末機器の使用に係る規定を遵守させ、議事運営に支障が生じないようにするため、必要な注意喚起等を行うものとする。

第9 管内調査及び管外調査における情報端末機器の使用

- ① 議員及び出席要求理事者は、委員会及び協議等の場が実施する管内調査及び管外調査において、情報端末機器を使用することができる（それぞれの会議において特に使用できない旨を定めている場合を除く。）。
- ② 管内調査及び管外調査において情報端末機器を使用するに当たっての電源の確保、インターネットへの接続その他の必要な準備については、原則として、それぞれの議員の責任において行うものとする。
- ③ 議員及び出席要求理事者は、管内調査及び管外調査において、議会の品位を損なうような情報端末機器の使用、節度のない情報端末機器の使用その他の説明者の信頼を損なうような情報端末機器の使用をすることのないように十分に配慮するものとする。
- ④ 会議の委員長又は主宰者は、議員及び出席要求理事者に情報端末機器の使用に係る規定を遵守させ、調査の円滑な実施に支障が生じないように、必要な注意喚起等を行うものとする。
- ⑤ 会議の委員長又は主宰者は、管内調査及び管外調査における情報端末機器の使用に関し、このガイドラインに定めるもののほか、議員及び出席要求理事者に対し、調査の円滑な実施のために必要な指示を行うものとする。

第10 その他

- ① 情報端末機器の使用が認められていない議会の会議に情報端末機器を持ち込む場合には、机上には置かず、電源を切る等により電子音、振動音及びディスプレイ等の光が室内に漏れないようにするものとする。
- ② 議員がその地位を失った場合には、議会事務局は、議会アプリの当該議員のアカウントを停止するものとする。
- ③ 議員は、このガイドラインに定めるもののほか、情報端末機器の使用・管理に関し、第三者の権利を侵害し、又は府政の推進を妨げるような事象が発生した、又は発生のおそれがある場合は、速やかに議会事務局にその旨を連絡するものとする。
- ④ このガイドラインの議員に関する規定は、議会アプリの使用が認められた会派の職員について準用するものとする。
- ⑤ このガイドラインに定めるもののほか、議会活動における議員の情報端末機器の使用・管理に関する事項については、議会運営委員会において協議し、決定するものとする。

附 則

このガイドラインは、令和5年6月9日から施行する。

欠 席 届

令和 年 月 日（から令和 年 月 日まで）の委員会には次の理由により出席できないので、届けます。

（理 由）

令和 年 月 日

京都府議会〇〇委員長 〇〇 〇〇 殿

京都府議会〇〇委員 〇〇 〇〇 ⑩

事 務 概 要

(令和6年度)

京 都 府 文 化 生 活 部
京 都 府 文 化 施 設 政 策 監

目 次

I	組	織	1		
	組	織	図 1		
	事	務	分	掌 2	
II	令和6年度予算状況	4			
	総	括	表 4		
	主	要	事	項	等 5
III	主要計画等	14			
IV	関係施設	16			

I 組織

【組織図】

令和6年4月1日現在

本庁課	担当	地域機関等				
【文化生活部】						
人権啓発推進室(10)	企画・推進係					
文化政策室(25) (企画調整理事含む)	文化企画係 政策推進係 文化連携推進係	京都学・歴彩館 (33) (京都文化財団派遣) (2)				
文化生活総務課(27) (部長、副部長含む)	総務企画係 経理係 府民協働係	自転車競技事務所 (5) 植物園 (31) (文化庁派遣) (5) (宇治市派遣) (1)				
文化芸術課(18)	文化の人づくり係 芸術振興係 地域文化振興係					
スポーツ振興課(13)	企画係 交流推進係	体育館 (6)				
文教課(19)	幼稚園・専修学校係 小・中・高校係 経営支援・宗教法人係					
安心・安全まちづくり推進課(12)	防犯・交通安全係	交通事故相談所				
男女共同参画課(14) (副部長含む)	企画・地域支援係 女性活躍・ワーク・ライフ・ バランス推進係					
府民総合案内・相談センター(3)	総合案内・相談係					
消費生活安全センター(13)	企画・啓発係 相談・情報係 調査・指導係					
生活衛生課(18)	生活営業係 食品衛生係 動物愛護係	動物愛護センター (5)				
【文化施設政策監】						
文化施設政策監付(20) (文化施設政策監含む)						
<table border="1"> <tr> <td>本 地 派</td> <td>域 機 関</td> <td>庁 関 連</td> <td>192 80 8</td> </tr> </table>		本 地 派	域 機 関	庁 関 連	192 80 8	計280人
本 地 派	域 機 関	庁 関 連	192 80 8			

【事務分掌】

■文化生活部

【人権啓発推進室】

- (1) 人権啓発の総合企画及び調整に関すること。
- (2) 人権啓発の推進に関すること。
- (3) 同和事業の整理等に関すること。

【文化政策室】

- (1) 文化行政の企画及び連携推進に関すること。
- (2) 生涯学習（教育委員会の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (3) 文化財を守り伝える京都府基金に関すること。
- (4) 京都府立京都学・歴彩館、京都府立文化芸術会館、京都府立ゼミナールハウス、京都府立府民ホール、京都府立堂本印象美術館及び京都府立陶板名画の庭に関すること。
- (5) その他文化行政（他課及び教育委員会の所管に属するものを除く。）に関すること。

【文化生活総務課】

- (1) 部の重要施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 特定非営利活動法人の認証、認定等に関すること。
- (3) 社会貢献活動の促進に関すること。
- (4) 府民運動の企画及び推進に関すること。
- (5) 府民参画の推進に関すること。
- (6) 自転車競技事務所に関すること。
- (7) 京都府立植物園に関すること。
- (8) 部内の人事及び組織に関すること。
- (9) 部に属する予算の経理に関すること。
- (10) 部の広聴及び広報の総括に関すること。
- (11) 部内他課の主管に属さないこと。

【文化芸術課】

- (1) 文化を担う人材の育成及び文化の次世代への継承に関すること。
- (2) 文化に関する創造的活動の促進に関すること。
- (3) 文化を生かした産業及び地域の振興に関すること。
- (4) 文化団体等に関すること。

【スポーツ振興課】

- (1) 府民スポーツ（教育委員会の所管に属するものを除く。）の振興に関すること。
- (2) スポーツに係る国際大会の誘致等に関すること。
- (3) 府民スポーツの奨励育成に関すること。
- (4) 京都府府民スポーツ振興基金に関すること。
- (5) 京都府立体育館及び京都府立京都スタジアムに関すること。

【文教課】

- (1) 私立学校に関すること。
- (2) 私立専修学校に関すること。
- (3) 私立各種学校に関すること。
- (4) 学校法人に関すること。
- (5) 宗教法人に関すること。
- (6) その他文教に関すること。

【安心・安全まちづくり推進課】

- (1) 安心・安全なまちづくりの企画及び総合調整に関する事。
- (2) 犯罪のない安心・安全なまちづくりの推進に関する事。
- (3) 犯罪被害者等支援に関する事。
- (4) セーフ・コミュニティの推進に関する事。
- (5) 交通安全に関する事。
- (6) 交通事故の被害者の援助に関する事。
- (7) 交通事故相談所に関する事。
- (8) 自動車運転代行業に関する事。

【男女共同参画課】

- (1) 男女共同参画施策の総合企画及び調整に関する事。
- (2) 男女共同参画の推進に関する事。
- (3) 女性の活躍の推進に関する事。
- (4) ワーク・ライフ・バランスの推進に関する事。

【府民総合案内・相談センター】

- (1) 府民総合案内に関する事。
- (2) 府民相談に関する事。

【消費生活安全センター】

- (1) 消費生活に係る安全確保及び取引方法の適正化に関する事。
- (2) 消費者の教育及び啓発に関する事。
- (3) 災害時における生活必需品等の確保に関する事。
- (4) 消費生活協同組合に関する事。
- (5) 金融広報に関する事。
- (6) 消費生活に係る相談及び指導に関する事。
- (7) 商品テストに関する事。
- (8) その他消費生活の安定と向上に関する事。

【生活衛生課】

- (1) 旅館、興行場、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所等に関する事。
- (2) クリーニング師及びふぐ処理師に関する事。
- (3) 食品衛生に関する事。
- (4) と畜場、食鳥処理場及び化製場等に関する事。
- (5) 建築物の衛生的環境の確保に関する事。
- (6) 墓地、埋火葬及び胞衣産汚物に関する事。
- (7) 狂犬病の予防に関する事。
- (8) 動物の飼養管理及び愛護に関する事。
- (9) 人と動物の共生社会づくりに関する事。
- (10) 京都府動物愛護センターに関する事。
- (11) 住宅宿泊事業に関する事（他課の主管に属するものを除く。）。
- (12) その他生活衛生に関する事。

■文化施設政策監

【文化施設政策監付】

- (1) 文化施設等に係る政策及び整備の推進に関する事。

Ⅱ 令和6年度 文化生活部予算状況

【総括表(一般会計)】 ※()内令和5年度2月補正予算含む

○ 歳入

(単位：千円)

款	予算額	課 別 内 訳										
		人権啓発推進	文化政策室 文化芸術課	文化生活総務課	スポーツ振興課	文教課	安心・安全 まちづくり 推進課	男女共同参画課	府民総合案内・相談センター	消費生活安全センター	生活衛生課	文化施設政策監付
使用料及び手数料	257,724		416		68,881	80					50,548	137,799
国庫支出金	11,047,690 (11,127,690)	271,568	166,007 (246,007)		66,500	10,415,573	1,000	51,808		60,354	14,880	
財産収入	3,874	795	2,839	4	236							
寄附金	411,990 (511,990)		46,000 (146,000)		59,050		6,200	540				300,200
繰入金	87,330		77,458	9,872								
諸収入	224,774 (231,774)	52,622	22,147		134,556 (141,556)	713		1,000		250	5,836	7,650
計	12,033,382 (12,220,382)	324,985	314,867 (494,867)	9,876	329,223 (336,223)	10,416,366	7,200	53,348		60,604	71,264	445,649

○ 歳出

(単位：千円)

款	予算額	課 別 内 訳										
		人権啓発推進	文化政策室 文化芸術課	文化生活総務課	スポーツ振興課	文教課	安心・安全 まちづくり 推進課	男女共同参画課	府民総合案内・相談センター	消費生活安全センター	生活衛生課	文化施設政策監付
総務費	6,350,502 (6,557,502)	217,220	2,160,113 (2,360,113)	2,162,826	605,742 (612,742)	2,351	376,135	156,179	34,586			635,350
民生費	352,720	352,720										
衛生費	308,262			196,651							111,611	
労働費	789							789				
商工費	235,258			119,052					116,206			
教育費	32,998,881			134,848	28,789	32,534,244						301,000
計	40,246,412 (40,453,412)	569,940	2,160,113 (2,360,113)	2,613,377	634,531 (641,531)	32,536,595	376,135	156,968	34,586	116,206	111,611	936,350

【総括表(収益事業特別会計)】

○ 歳入

(単位：千円)

款	予算額	備 考
収益事業収入	24,423,770	競輪事業収入
使用料及び手数料	858	競輪場売店使用料
財産収入	14	向日町競輪場施設等整備基金運用利子
繰越金	1,168,060	前年度からの繰越金
諸収入	393,266	場外開催受託事業収入等
計	25,985,968	

○ 歳出

(単位：千円)

款	予算額	備 考
競輪事業費	25,469,836	競輪場運営に要する経費
繰出金	100,000	一般会計への繰出金
諸支出金	4,297	地方公共団体金融機構納付金
予備費	411,835	予備費
計	25,985,968	

【主要事項等】(令和5年度2月補正予算含む)

1 人権が尊重される共生社会の実現に向けた取組

事業名	人権啓発費	担当課	人権啓発推進室
予算額	140,000千円		
事業内容	<p>1 趣旨</p> <p>一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、それぞれの幸福を最大限に追及することができる共生社会の実現を図るため、様々な人権課題に関する啓発・相談等を実施</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 啓発・相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新聞、テレビ・ラジオ、ホームページ、SNSなど様々な媒体を通じた啓発・広報 ・ ヒューマンフェスタ、人権フォーラムなどのイベント開催 ・ インターネット上の人権侵害への対応 ・ 人権問題法律相談(京都府人権リーガルレスキュー隊)の実施 等 <p>(2) 市町村支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人権啓発指導者養成研修会の実施 ・ インターネットによる人権侵害対策研究会の開催 ・ 市町村が実施する人権啓発事業に対する助成 等 		

2 文化力による未来づくりに向けた取組

事業名	文化力による未来づくり事業費	担当課	文化政策室、文化芸術課
予算額	1,271,201千円		
事業内容	<p>1 趣旨</p> <p>文化の保存・継承から発展、創造、活用まで文化政策を総合的に推進する施策を実施し、心豊かでより質の高い府民生活及び各地域の活性化の実現を目指す。</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1)文化活動を担う人づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 府域で文化に関わる(担う・支える・楽しむ)人が増え、その裾野が広がることを目指す取組の実施 <p>(2)文化の保存及び継承</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の行催事や文化財の価値を理解するとともに、大切に守り、継承していく活動に携わる人が増え、関心が高まることを目指す取組の実施 <p>(3)新たな文化の創造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 京都の文化と最先端技術をはじめとする多彩な分野との交流が、京都府のいたるところで生まれることを目指す取組の実施 <p>(4)文化資源を生かした地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門人材による支援のもとで、地域における文化活動が活発になることを目指す取組の実施 <p>(5)文化資源を活用した経済の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 京都が、作品の制作から販売まで行う場であると国内外から認識され、文化に関係する人が集まるとともに、京都から世界に通じる人が輩出されること、さらには文化を基軸とした産業の振興を目指す取組の実施 <p>(6)多様な京都の文化の発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本が世界から注目される国際的なイベント等を契機として、京都文化の発信を進めることを目指す取組の実施 <p>(7)文化活動を支える基盤づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文化活動を専門人材が支援する仕組みを構築することで、文化の「つくり手」「受け手」双方の水準を向上させるとともに、府内各地域の文化活動の活性化を目指す取組の実施 		

3 文化の力で世界に貢献する京都の実現に向けた取組

事業名	京都文化力世界発信事業費	担当課	文化政策室、文化芸術課
予算額	210,000千円		
事業内容	<p>1 趣旨</p> <p>誰もが親しみやすい文化である音楽やアートを京都から世界に発信</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) Music Fusion in Kyoto 音楽祭の開催</p> <p>Music Fusion in Kyoto 音楽祭プレコンサート(新規)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2025年開催に向けた機運醸成のため、府内各地で室内楽コンサートや府内小中学生を対象にした公演・指導等を実施するプレイベント等を開催 <p>(2)「京都国際アートフェア」の開催</p> <p>①「Art Collaboration Kyoto」の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Art Collaboration Kyoto の開催により誘客したギャラリー、コレクター等を、連動して実施する各種フェアとマッチングさせることにより、京都の若手作家育成の仕組みを構築 <p>②「ARTISTS' FAIR KYOTO」の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外で活躍する京都ゆかりの芸術家が主体となり、芸術家自身が出展者として展示販売する京都創発のアートフェアを開催 <p>③「京都アートラウンジ」の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若手芸術家の作品販売や企業の制作支援等へ繋げるため、若手芸術家と芸術活動に関心を持つ企業経営者等との交流会を開催 <p>④「Kyoto Art for Tomorrow(新鋭選抜展)」の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本画、洋画、工芸等の分野を超えた幅広い芸術分野を対象に、京都を中心に活躍する若手芸術家の選抜展を開催 		

4 地域の多様な主体の協働による地域課題解決に向けた取組

事業名	地域交響プロジェクト推進費	担当課	文化生活総務課
予算額	281,833千円		
事業内容	<p>1 趣旨</p> <p>地域の課題に府・市町村等と連携・協働して対応できる地域団体を育成する仕組みを構築し、安心・安全な暮らしを支える地域づくりを推進</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 地域交響プロジェクト交付金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に地域の支えを必要とする重要課題(子育て、要配慮者支援、防災、多文化共生、移住促進等)の解決を支援 ・地域課題全般の解決を対象とし、伴走支援・基盤強化事業とあわせて、自立的な事業運営を支援 ・地域の総合的な問題解決に取り組む自治会・NPO等の協働体(協働推進型プラットフォーム)の形成を支援 ・災害時の被災地復旧活動を支援 <p>(2) 伴走支援・基盤強化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門家等による支援や財源・人材確保等に関するセミナーによる支援 ・地域コミュニティが地域で抱える課題を掘り起こし、その解決方法や目指すべき方向性を共有するため、地域に関わる多様な主体が対話する場の設置等を支援 		

5 誰もが親しみ夢が広がるスポーツの振興に向けた取組

事業名	京のスポーツ・スタジアム夢づくり事業費	担当課	スポーツ振興課
予算額	10,000千円		
事業内容	<p>1 趣旨</p> <p>子どもたちがスポーツを通じて夢や希望を持てるよう、府内プロスポーツチームと連携したスポーツ体験教室や、様々な競技のトップアスリートとの交流等を促進することで、スポーツの裾野拡大となる取組を展開</p> <p>2 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サンガスタジアムby KYOCERAにおいて、府内プロスポーツチームに所属するトップアスリート等を招聘し、子どもたちが様々な競技種目を、アスリートと体験できる交流会を実施 		
事業名	京のジュニアスポーツアカデミー構想推進事業費	担当課	スポーツ振興課
予算額	1,000千円		
事業内容	<p>1 趣旨</p> <p>少子化の中でも、将来にわたりすべての子どもたちがやりたいスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる機会の確保に向けた施策を推進</p> <p>2 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検討会議の開催や民間スポーツ団体等へのヒアリングを実施 		

6 私立学校の振興等に向けた取組

事業名	私立学校教育振興補助金	担当課	文教課																
予算額	30,517,788千円																		
事業内容	<p>1 趣旨</p> <p>私立学校が京都府の学校教育において重要な役割を果たしていることを踏まえ、私立学校の教育条件の維持・向上、保護者の教育費負担を軽減</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1)私立高等学校あんしん修学支援事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭の経済状況にかかわらず、修学の意志のある私立高校生が安心して勉学に打ち込めるよう、修学費用負担を軽減 <p>(2)奨学のための給付金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県民税及び市町村民税非課税世帯の私立高校生等に対して、授業料以外の教育費を給付 <p>○予算の内訳</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">予算額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高等学校運営費補助等</td> <td style="text-align: right;">21,322,356</td> </tr> <tr> <td>中学校運営費補助</td> <td style="text-align: right;">2,848,441</td> </tr> <tr> <td>小学校運営費補助</td> <td style="text-align: right;">1,336,593</td> </tr> <tr> <td>幼稚園運営費補助等</td> <td style="text-align: right;">4,341,625</td> </tr> <tr> <td>専修・各種学校教育振興補助等</td> <td style="text-align: right;">91,505</td> </tr> <tr> <td>私学関係団体補助</td> <td style="text-align: right;">577,268</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">30,517,788</td> </tr> </tbody> </table>			区分	予算額(千円)	高等学校運営費補助等	21,322,356	中学校運営費補助	2,848,441	小学校運営費補助	1,336,593	幼稚園運営費補助等	4,341,625	専修・各種学校教育振興補助等	91,505	私学関係団体補助	577,268	計	30,517,788
区分	予算額(千円)																		
高等学校運営費補助等	21,322,356																		
中学校運営費補助	2,848,441																		
小学校運営費補助	1,336,593																		
幼稚園運営費補助等	4,341,625																		
専修・各種学校教育振興補助等	91,505																		
私学関係団体補助	577,268																		
計	30,517,788																		

7 犯罪被害者等支援の推進に向けた取組

事業名	犯罪被害者等支援総合対策事業費	担当課	安心・安全まちづくり推進課
予算額	12,429千円		
事業内容	<p>1 趣旨</p> <p>「京都府犯罪被害者等支援条例」の制定に伴い、犯罪被害者等への支援の更なる充実を図るため、新たな支援体制の構築、(公社)京都犯罪被害者支援センターの体制機能強化、支援を行う人材の育成、生活再建支援や法的援助助成、社会機運の醸成に資する事業を実施</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 犯罪被害者等支援強化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関が支援内容を協議し進める支援調整会議の設置 ・ 個々の犯罪被害者等の状況に応じた支援をコーディネートする社会福祉士の配置 ・ 京都犯罪被害者支援センターの体制の充実・強化 <p>(2) 犯罪被害者等生活再建支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪被害者等の生活再建に必要な転居費用の助成 <p>(3) 犯罪被害者等法的援助助成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪被害者等が当事者として刑事裁判に参加するために必要な弁護士費用等の助成 <p>(4) 犯罪被害者等支援府民理解促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪被害者等支援に対する府民の理解増進のための啓発 		

8 男女共同参画社会の推進に向けた取組

事業名	女性活躍総合支援事業費	担当課	男女共同参画課
予算額	118,218千円		
事業内容	<p>1 趣旨</p> <p>京都ウィメンズベース・マザーズジョブカフェ・京都府男女共同参画センターの3所が連携し、女性活躍をワンストップで支援するとともに、性別に関わらず様々な困難・課題を抱える方への支援を実施</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 京都ウィメンズベース事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業における女性活躍や多様な働き方導入に関する相談・研修・制度整備等の支援や「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス認証企業の拡大 ・ 企業の意思決定に参画できる役職への女性登用を推進するため、企業の中核人材となる女性の育成研修等を実施 <p>(2) マザーズジョブカフェ推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 働きながら子育てしたい女性やひとり親家庭の方などのニーズに応じて、就業と子育てをワンストップで支援 <p>(3) 京都府男女共同参画センター運営事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 女性相談、男性相談の実施 ・ 女性の社会参画支援のため、起業支援や地域における女性支援等を実施 <p>(4) 女性つながりサポート事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間団体による無料のカウンセリング・電話相談・SNS相談・伴走支援等を実施 		

9 消費者行政の推進に向けた取組

事業名	消費者あんしんサポート事業費	担当課	消費生活安全センター
予算額	44,532千円		
事業内容	<p>1 趣旨</p> <p>府民の安心・安全な消費生活を実現するため、高齢者の被害防止対策や成年年齢引下げに伴う消費者教育の推進及び市町村消費生活相談窓口の運営支援等を実施</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1)市町村相談センター支援事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ネット取引等あんしんチーム」による市町村相談のサポート ・府全域のリアルタイムな情報共有 ・市町村相談センターの運営に対する助成 ・近畿府県合同での調査・指導 等 <p>(2)消費者被害防止対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・悪質商法等被害の未然防止を図るため、見守り人材の養成や地域の見守りの担い手による啓発を実施 ・市町村見守りネットワークの活動支援 等 <p>(3)成年年齢引下げ対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年年齢引下げ対策として、学校等における消費者教育の支援や、若年者を対象とした悪質商法等による消費者被害防止対策を実施 <p>(4)消費者教育推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者市民社会の構築に向けた消費者教育の展開 		

10 食の安心・安全確保に向けた取組

事業名	きょうと「食の安心・安全」確保事業費	担当課	生活衛生課
予算額	16,455千円		
事業内容	<p>1 趣旨</p> <p>食の安心・安全行動計画等を踏まえ、関係部局が連携し、食品表示の適正化、食に関する情報発信、食品衛生監視指導等を強化することにより、府民の食への信頼を確保</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1)食品衛生監視指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法改正に伴うHACCP(ハサップ)による衛生管理の制度化を踏まえ、事業者へ衛生管理の手法について啓発を行うとともに、食品衛生推進員「京の食“安全見はり番”」等による自主衛生管理の推進、食品衛生監視機動班による事業者への監視・指導の実施や食品等の放射性物質、添加物等の検査項目を充実し、食の安心・安全を確保 <p>(2)食品検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府内に流通している食品等の検査を行い、その結果を定期的に公表することで食の安心・安全を確保 <p>(3)遺伝子組換え食品検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DNA検査機器により遺伝子組換え食品の分析を実施し、表示内容の検査を行うことにより食の安心・安全を確保 <p>(4)拠点保健所業務管理基準(GLP)導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GLP(業務管理基準)の導入により、精度管理体制を構築するとともに検証体制を整備し、検査の信頼性を確保 		

11 京都府立植物園の次の100年に向けた新たな取組

事業名	植物園100周年記念事業費	担当課	文化施設政策監付、文化芸術課
予算額	243,000千円		
事業内容	<p>1 趣旨</p> <p>令和6年1月1日に開園100周年を迎えた府立植物園において、更なる魅力を創出する記念事業を実施するとともに、次の100年に向けた新たな植物園の取組を開始</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1)植物園100周年記念祭等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・100周年記念祭(記念式典、シンポジウム等) ・メディアアートプロジェクト ・季節ごとの植物の魅力を発信する特別展示 <p>(2)子どもはぐみゾーンの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちが楽しく遊びながら植物について学べるエリアや、子ども用トイレ・授乳室を整備 <p>(3)京都植物誌プロジェクトの始動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都の植物多様性保全を推進するため、府内植物証拠標本を網羅した「京都植物誌」の制作に向け、ボランティアの新規募集や研修、植物調査等を実施 		

12 北山エリア整備に向けた取組

事業名	北山エリア整備関連事業費	担当課	文化施設政策監付
予算額	15,000千円		
事業内容	<p>1 趣旨</p> <p>北山エリアの整備内容について幅広く周知・理解促進を図るため、必要な調査・検討を実施</p> <p>2 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各施設の整備内容や事業手法の調査・検討 ・専門家会議の開催 ・北山エリア全体の整備内容の周知・理解促進 等 		

13 北部医療センターの機能強化に向けた取組

事業名	北部医療センター地域医療連携機能強化検討費	担当課	文化施設政策監付
予算額	1,000千円		
事業内容	<p>1 趣旨</p> <p>府立医科大学大学院北部地域医学コースの設置や府立看護学校建替整備等の動向を踏まえ、北部地域における医療機関の連携や人材育成の強化を図る。</p> <p>2 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北部医療センターを中心に、北部地域における各病院の役割分担や病院間の連携、人材の養成・確保を強化するための調査・検討等を実施 		

14 「ドナルド・マクドナルド・ハウス 京都」整備に向けた取組

事業名	「ドナルド・マクドナルド・ハウス 京都」整備応援事業費	担当課	文化施設政策監付
予算額	300,000千円		
事業内容	<p>1 趣旨</p> <p>府立医科大学附属病院と京都大学医学部附属病院、ドナルド・マクドナルド・ハウス財団が共同で整備を進める「ドナルド・マクドナルド・ハウス 京都」について、ふるさと納税制度を活用した財源確保を支援</p> <p>2 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと納税制度を活用して寄附金を募集 		

15 向日町競輪場再整備に向けた取組

事業名	向日町競輪場老朽化施設解体費	担当課	文化施設政策監付
予算額	659,000千円(債務負担行為760,000千円)		
事業内容	<p>1 趣旨</p> <p>「向日町競輪場基本構想」を踏まえた向日町競輪場の再整備を行うため、老朽施設の解体を実施</p> <p>2 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バンク、スタンド、投票所、選手宿舎など老朽施設の全面的、段階的な解体、除却を実施 		

(その他の主要事項等)

(単位:千円)

	課 名	事 項	予 算 額	事 業 の 概 要
1	人権啓発推進室	隣保館運営等助成費	352,720	隣保館の運営・活動の助成等
2	文化政策室 文化芸術課	京都の文化次世代継承事業費	102,000	「文化の心」の次世代への継承を図るため、茶道、華道等の生活文化や地域の伝統文化、食文化を深く知る機会を創出
3		文化連携推進事業費	4,000	文化庁京都移転を契機として、行政、経済界、文化団体等がオール京都で全国のモデルとなる新たな文化施策を検討するとともに、一体的な発信を実施
4		こころのふるさと京都の文化財保護事業費	85,900	学術上又は文化的価値の高い貴重な文化財の保全を図るため、「文化財を守り伝える京都府基金」への寄附金等を活用しながら、未指定文化財を含む文化財の保存、修理、防災対策等を総合的に推進
5		祇園祭山鉾懸装品新調事業費補助金	15,000	祇園祭山鉾懸装品のうち文化財的価値が高く、大型で貴重な前掛・胴掛・見送りなどの懸装品を退役保存するため、その代替として現代の意匠・染織技術の粋を集めた懸装品新調事業に対して補助
6	文化生活総務課	きょうと地域創生活動推進事業費	10,000	府民一人ひとりの夢や希望が全ての地域で実現できる京都府を目指し、府民全体で地域創生に取り組む機運を醸成するため、「きょうと地域創生府民会議」が実施する「府民交流フェスタ」の開催を支援
7	スポーツ振興課	スタジアムわいわい絆づくり推進事業費	5,000	スタジアムのにぎわいづくりのため、TEAM京都コンソーシアムや京都サンガF.C.ホームタウンなどと連携し、府内全体でホームゲームを盛り上げる取組を推進
8	文 教 課	未入園児保育支援事業費	76,000	私立幼稚園の施設や機能を活用した育児中の保護者向けの子育て相談や育児教室、2歳児受け入れ等の実施を促進することで、育児期の不安の軽減・解消を図る。
9		いじめ防止・不登校支援等総合推進事業費	8,934	学校等における問題の早期発見・早期対応、児童生徒・保護者からの相談への対応など、いじめ、不登校、問題行動等に対する総合的なサポート体制の充実を図る。
10	安心・安全まちづくり 推 進 課	防犯まちづくり推進事業費	6,490	地域防犯活動の拠点「府民協働防犯ステーション」や地域を守る子ども・地域安全見守り隊の活動支援等、地域防犯力向上に向けた取組等を実施
11		未来へつなぐ交通安全推進事業費	2,500	交通事故で亡くなった交通巡視員のご遺族からの寄附を活用し、交通事故をなくすための安全教育を実施
12		初期段階再犯防止強化事業費	2,000	軽微な罪を犯した人の立ち直りを支援するため、本来必要な福祉的支援に早期かつ適切につなぐ取組等を実施

(単位:千円)

	課 名	事 項	予 算 額	事 業 の 概 要
13	男女共同参画課	ドメスティック・バイオレンス 対策事業費	4,619	ドメスティック・バイオレンスの被害者支援や予防・啓発等 を実施
14	府民総合案内・相談 センター	府民総合案内・相談セン ター運営費	33,332	府民総合案内・相談センターの運営及び府民相談等を実 施

Ⅲ 文化生活部主要計画等

【主要計画等】

名称	内容	備考
京都府人権教育・啓発推進計画(第2次)	一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることのできる社会の実現に向けて、人権という普遍的文化を構築するため、人権教育・啓発に関する施策の基本的指針を策定	計画期間： 平成28～令和7年度 (10年間)
京都府文化力による未来づくり基本計画	文化の保存・継承から発展、創造、活用まで文化政策をより総合的に推進するため、「京都府文化力による未来づくり条例」第7条に基づき策定 ※京都府文化力による未来づくり基本計画については、6月定例会で新たに上程する「文化が生きる京都の推進に関する条例(案)」に基づき見直し予定。	計画期間： 令和元～5年度 (5年間)
京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画	犯罪のない安心・安全なまちづくり施策を総合的に推進するとともに、再犯防止施策、犯罪被害者支援を実施するため、「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例」第3条に基づき策定 ※「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条に規定する地方再犯防止推進計画及び「京都府犯罪被害者等支援条例」第9条に規定する犯罪被害者等支援推進計画として位置付ける。	計画期間： 令和6～10年度 (5年間)
第11次京都府交通安全計画	府域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「交通安全対策基本法」第25条第1項に基づき策定	計画期間： 令和3～7年度 (5年間)
京都府自転車安全利用促進計画	自転車の安全な利用の促進に関する施策を総合的に推進するため、「京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例」第7条に基づき策定	計画期間： 令和3～7年度 (5年間)
京都府男女共同参画計画—KYOのあけぼのプラン(第4次)	男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、各種施策を総合的に推進するため、「男女共同参画社会基本法」第14条に基づき策定	計画期間： 令和3～12年度 (10年間)
配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画(第5次)	配偶者等からの暴力に関し、被害者自身や周囲による被害への気づきを促し、地域における身近な相談から保護・社会的自立までの切れ目のない支援の推進を図り、DVを容認しない社会のさらなる実現をめざすため、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3に基づき策定	計画期間： 令和6～10年度 (5年間)

名称	内容	備考
京都女性活躍応援計画	<p>経済団体等と行政（京都府・京都市・京都労働局）とが連携して発足した女性の活躍推進組織「輝く女性応援京都会議」により策定。本会議で採択した4つの行動宣言に基づき取り組むことにより、男女が共に多様な生き方・働き方を実現し、ゆとりがあり、豊かで活力にあふれ、「生産性が高く持続可能なまち・京都」を目指す。</p> <p>※「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第1項に基づく京都府の推進計画として位置付ける。</p>	<p>計画期間： 平成28～令和7年度 (10年間)</p>
京都府安心・安全な消費生活の実現を目指す行動計画	<p>府民の連携・協働のもと、安心・安全な消費生活を実現するため、「京都府消費生活安全条例」第7条に基づき策定</p> <p>※「消費者教育の推進に関する法律」第10条に基づく京都府の消費者教育推進計画として位置付ける。</p>	<p>計画期間： 令和4～6年度 (3年間)</p>
京都府食品衛生監視指導計画	<p>年度内に実施する監視指導の内容を定めるとともに、「京都府食の安心・安全行動計画」の食品衛生に係る施策目標を達成するため、「食品衛生法」第24条に基づき策定</p>	<p>計画期間： 令和6年度 (1年間)</p>
京都府動物愛護推進計画	<p>動物の適正飼養の徹底や動物愛護の精神を広く周知・啓発するため、「動物の愛護及び管理に関する法律」第6条に基づき策定。令和2年4月に示された動物愛護管理基本指針（環境省）に基づき、令和3年3月に一部を改定</p>	<p>計画期間： 令和3～令和12年度 (10年間)</p>

IV 関係施設

施設名	府 立 植 物 園	府 立 陶 板 名 画 の 庭
項目		
所在地	〒606-0823 京都市左京区下鴨半木町	〒606-0823 京都市左京区下鴨半木町
電話番号	075-701-0141(代)	075-724-2188
施設の特徴	植物を育成栽培して公開し広く府民の“いこいの場”“教養の場”として、大正13年1月1日に開園した国内を代表する総合植物園	名画の造形と色彩を忠実に再現し、永く保存できるように作られた陶板画8点を展示した安藤忠雄氏の設計による絵画庭園
設置年月	大正13年1月	平成6年3月
敷地面積	約240,000㎡	2,849㎡
延床面積	—	—
施設の内容	保有植物 約12,000種 入園料 温室観覧料 一般 200円 200円 高校生 150円 150円 ※年間パスポートあり(一般1,000円、高校生750円、有効期間1年) ※中学生以下は無料 ※70歳以上の方、障害のある方とその介護者は免除(証明するものが必要)、きょうと子育て応援パスポート事業対象施設 ※植物園と陶板名画の庭との共通入園券を使用される場合 入園料 一般 250円 高校生 200円 開園 9:00～17:00 (入園は16:00まで) 休園日 年末年始	ミケランジェロ作「最後の審判」等を展示 入園料 一般 100円 ※中学生以下は無料 ※70歳以上の方、障害のある方とその介護者は免除(証明するものが必要)、きょうと子育て応援パスポート事業対象施設 ※植物園と陶板名画の庭との共通入園券を使用される場合 入園料 一般 250円 高校生 200円 開園 9:00～17:00 (入園は16:30まで) 休園日 年末年始
運営者・管理者	府直営	北山街協同組合
担当	文化生活総務課(文化施設政策監付)	文化政策室

施設名	府 立 京 都 学 ・ 歴 彩 館	府 立 ゼ ミ ナ ー ル ハ ウ ス
項目		
所在地	〒606-0823 京都市左京区下鴨半木町1-29	〒601-0533 京都市右京区京北下中町鳥谷2
電話番号	075-723-4831	075-854-0216
施設の特徴	京都の歴史・文化の研究支援、学習・交流機能や京都に関する資料を総合的に収集、保存、公開する北山の新文化・学習交流拠点	自然豊かな環境の中で、大学生をはじめ高齢者から子どもまで多世代を対象とする宿泊が可能な研究討議や生涯学習研鑽の場
設置年月	平成28年12月	昭和51年9月
敷地面積	約13,400㎡	90,098㎡
延床面積	約24,000㎡	4,492㎡
施設の内容	○交流フロア(1階) ・大ホール484席、小ホール100席、学習室83席 ・展示室、京都学ラウンジ、京都学デジタル資料閲覧コーナー ○探究フロア(2階) 京都学・歴彩館、府立大学、府立医科大学が収蔵する図書資料、古文書等約106万冊点、学術雑誌約2,000種を閲覧可能 ○開館 平日:9:00～21:00 ※京都学ラウンジは18時まで 土日:9:00～17:00 ○休館日 毎月第2水曜日、祝日法に定める休日、年末年始、蔵書整理期間	総合ゼミ室(定員280人) 1室 ゼミ室(洋室)(定員20～64人) 5室 ゼミ室(和室)(定員4～40人) 10室 ゼミ室料金(1日)1,400円～45,500円 宿泊室(定員143人) 運動広場:ゲートボール1面、テニス2面(バレーボール、バドミントン兼用)、レンタルサイクル50台、オリエンテーリングコース2～5km、キャンプファイヤー(7月～9月) 休館日:1月～2月の第3月曜日、年末年始
運営者・管理者	府直営、一部指定管理者(ツクリ・日本管財・丸善雄松堂共同事業体)	一般財団法人 京都ゼミナールハウス
担当	文化政策室	文化政策室

施設名 項目	大 山 崎 山 荘	府立文化芸術会館
所在地 ・ 電話番号	〒618-0071 乙訓郡大山崎町字大山崎銭原5-3 075-957-3123(代)	〒602-0858 京都市上京区寺町通広小路下ル東桜町1 075-222-1046
施設の特徴	天王山地域において、昭和初期に建てられた山荘が美術館としてよみがえり、自然と山荘、庭園が調和した府民の生涯学習の場	文化芸術を愛する人々に発表と交流の場を提供するなど京都における文化芸術創造活動のための専門施設
設置年月	平成8年4月	昭和45年1月
敷地面積	15,617 m ² (うち府所有10,135 m ²)	4,468 m ²
延床面積	—	4,388 m ²
施設の内容	大山崎山荘周辺庭園(京都府所有) 琅玕洞(トンネル)、旧車庫(現休憩所)、栖霞楼(物見塔)は平成16年に登録有形文化財に登録 入園料 無料 大山崎山荘美術館(アサヒビール(株)所有) ・常設展 山本(アサヒビール初代社長)コレクション、モネの名作「睡蓮」を展示 ・企画展 入館料(団体割引) 一般 900円(800円) 高・大学生 500円(400円) 小中学生 無料 ※障害者手帳をお持ちの方300円 開園(開館) 10:00～17:00 休園日(休館日) 月曜日、年末年始	ホール 419席 展示室 2室 会議室 4室 開館 9:00～21:30 休館日 年末年始
運営者・管理者	公益財団法人アサヒグループ財団	創(公益財団法人京都文化財団・株式会社コングレ共同事業体)
担当	文化政策室	文化政策室

施設名 項目	府立府民ホール (アルティ)	府立堂本印象美術館
所在地 ・ 電話番号	〒602-0912 京都市上京区烏丸通一条下ル龍前町590-1 075-441-1414	〒603-8355 京都市北区平野上柳町26-3 075-463-0007
施設の特徴	優れた文化芸術活動の場を提供し、府民の文化の向上に寄与するため整備された舞台芸術発表のためのホール	京都が生んだ世界的芸術家堂本印象画伯が、生涯にわたって創造した多彩な芸術作品(約2,000点余収蔵)を一堂に集めた美術館
設置年月	昭和63年10月	平成4年4月
敷地面積	4,473 m ² (公館含む)	2,435 m ²
延床面積	5,382 m ² ()	1,267 m ²
施設の内容	ホール 1階 460席 2階 100席 ホール全体が94面に分割された電動昇降床で構成されており、多彩な空間演出が可能 開館 9:00～21:30 休館日 毎月第1・3月曜日 年末年始 特定天井対策等工事のため、令和6年8月末まで休館中	入館料 一般 510円 高大生 400円 小中学生 200円 ※65歳以上の方、障害のある方は免除(証明するものが必要)、きょうと子育て応援パスポート事業の対象施設 開館 9:30～17:00 休館日 毎週月曜日 年末年始
運営者・管理者	創(公益財団法人京都文化財団・株式会社コングレ共同事業体)	公益財団法人 京都文化財団
担当	文化政策室	文化政策室

施設名	府 京 都 文 化 博 物 館	府 丹 後 文 化 会 館
項目		
所在地 ・ 電話番号	〒604-8183 京都市中京区三条高倉 075-222-0888	〒627-0012 京丹後市峰山町杉谷 1030 0772-62-5200
施設の特徴	平安建都 1200 年を記念し開館。京都の歴史・文化や国内外の美術・工芸を展示する総合文化施設	丹後地域の文化振興の中核となる広域文化施設
設置年月	昭和 6 3 年 1 0 月	昭和 5 5 年 4 月
敷地面積	4, 7 9 0 m ²	7, 6 9 8 m ²
延床面積	1 5, 8 5 4 m ²	2, 6 2 7 m ²
施設の内容	総合展示 一 般 500 円 大 学 生 400 円 高校生以下 無料 ※ 障害のある方は免除（証明するものが必要）、きょうと子育て応援パスポート事業の対象施設 開 館 10:00~19:30 休 館 日 毎週月曜日 年未年始	ホ ー ル 760 席 (定員 1,000 人) 練 習 室 3 室 野外ステージ 開 館 9:00~22:00 休 館 日 毎週木曜日 年未年始
運営者・管理者	公益財団法人 京都文化財団	公益財団法人 京都府丹後文化事業団
担 当	文化政策室	文化政策室

施設名	府 中 丹 文 化 会 館	府 長 岡 京 記 念 文 化 会 館
項目		
所在地 ・ 電話番号	〒623-0005 綾部市里町久田 21-20 0773-42-7705	〒617-0824 長岡京市天神 4-1-1 075-955-5711
施設の特徴	中丹地域 3 市の文化振興の中核となる広域文化施設	乙訓地域 2 市 1 町の文化振興の中核となる広域文化施設
設置年月	昭和 5 8 年 5 月	昭和 6 3 年 5 月
敷地面積	4, 0 5 0 m ²	1 1, 0 0 0 m ²
延床面積	3, 4 7 8 m ²	3, 5 7 7 m ²
施設の内容	ホ ー ル 886 席 (定員 1,000 人) 練 習 室 3 室 開 館 9:00~22:00 休 館 日 毎週月曜日 年未年始	ホ ー ル 1,000 席 練 習 室 3 室 開 館 9:00~22:00 休 館 日 毎週月曜日 年未年始
運営者・管理者	公益財団法人 京都府中丹文化事業団	公益財団法人 京都府長岡京記念文化事業団
担 当	文化政策室	文化政策室

施設名	元府議会議員公舎（旧富岡鉄斎邸）	島津アリーナ京都（府立体育館）
項目		
所在地 ・ 電話番号	〒602-0918 京都市上京区室町通薬屋町 424、425、429 075-341-9756	〒603-8334 京都市北区大將軍鷹司町 075-462-9191(代)
施設の特徴	国内外へ日本文化等を発信し、文化芸術を通じた交流拠点とすることで、文化芸術の振興にとどまらず産業等の振興を図るための施設	府民の健康で文化的な生活の向上に寄与するため、スポーツの振興を図るとともに、行事、催物その他の用に利用できる府内有数の大規模施設
設置年月	昭和22年10月（建替え：令和6年1月）	昭和46年10月
敷地面積	1,267㎡	12,843㎡
延床面積	411㎡	14,015㎡
施設の内容	洋室1（58㎡） 洋室2（16㎡） 茶室（7畳） 和室1（6畳） 和室2（10畳） ※1 予約に応じて開館（平日9:00～17:00） ※2 土日祝日、年末年始及び管理者が定める日は、閉館	第1競技場 フロア：2,242㎡ バレーボール・バスケットボール等3面可能 固定観覧席 5,016席 階段式移動観覧席 480席 大型映像装置 第2競技場 フロア：864㎡ バレーボール2面、 バドミントン4面可能 会議室10室、選手控室、放送室、トレーニングルーム、事務室、売店など 利用料 第1競技場 1使用区分15,500円他 第2競技場 1使用区分6,120円他 会議室 1使用区分1,020円他 トレーニング場 1回350円 開館 9:00～21:00 休館日 毎月第1.2.5水曜日、年末年始
運営者・管理者	京都商工会議所	府直営
担当	文化政策室	スポーツ振興課

施設名	京都トレーニングセンター	サングスタジアム by KYOCERA(府立京都スタジアム)
項目		
所在地 ・ 電話番号	〒622-0232 京都府船井郡京丹波町曾根崩下代 110-7 0771-82-2460	〒621-0804 京都府亀岡市追分町 0771-25-3331
施設の特徴	ジュニアアスリートの育成強化拠点として近隣大学等と連携した医・科学的トレーニング指導を実施	府におけるスポーツ及び文化の振興を図るとともに、地域のにぎわいの創出に資する球技専用スタジアム
設置年月	平成28年7月	令和元年12月
敷地面積	—	33,140㎡
延床面積	5,500㎡（丹波自然運動公園内）	35,601㎡
施設の内容	医・科学的トレーニング ○測定・分析 ・膝伸屈筋力測定 ・基礎体力測定 ・体組成測定 ・動作分析、映像加工 ○各種指導・相談 ・トレーニング指導 ・栄養相談 ・コンディショニング指導 ・メンタルサポート ・メディカルサポート、医事相談 開館 9:00～21:00 休館日 年末年始	○フィールド 126m×84m ○観客席 約21,600席 観戦環境：スタンド最前列からピッチまで 7.5～10.5m、高低差1.2m 屋根：観客席より2m張り出し ○大型映像設備 2面 ○帯状映像設備 3ヶ所 ○サイネージ 37台 ○会議室等 37室 ○フードコート 2店舗 ○クライミング ホルダリング、リード、スピード ○3×3バスケットコート 2面 ○足湯施設 ○VR・eスポーツ施設 開館 9:00～21:00 休館日 年末年始
運営者・管理者	公益財団法人 京都府立丹波自然運動公園協会の	合同会社ビバ&サンガ
担当	スポーツ振興課	スポーツ振興課

施設名	府交通事故相談所	府男女共同参画センター（らら京都）
項目 所在地 電話番号	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入ル 京都府庁旧本館1階 075-414-4274 (舞鶴支所) 〒625-0036 舞鶴市字浜2020 (中丹広域振興局舞鶴総合庁舎3階) 0773-62-0726	〒601-8047 京都市南区東九条下殿田町70 京都テルサ東館2F 075-692-3433
施設の特徴	専門的かつ高度な交通事故相談に対応した施設	男女共同参画と女性の社会参画を推進するための拠点となる施設
設置年月	昭和43年4月(舞鶴支所) 昭和48年1月	平成8年4月
敷地面積	—	—
延床面積	71㎡ (舞鶴支所) 26.5㎡	—
施設の内容	<p>○交通事故に関するさまざまな相談の窓口</p> <p><相談内容> 示談の仕方、自賠責保険等の利用・請求の仕方等の賠償問題等</p> <p><受付時間> 月～金曜日(祝日・年末年始除く) 面接相談/9:00～11:30、13:00～16:30 電話相談/9:00～17:00</p> <p>○巡回相談 月1～2回 各広域振興局総合庁舎において実施</p> <p>○弁護士相談 本所/偶数月 予約制で交通事故を専門とする弁護士(アドバイザー)を交え相談に対応</p>	<p>○府男女共同参画センター・マザーズジョブカフェ・京都ウィメンズベースの3所を京都テルサへ集結させ、女性活躍支援のワンストップ拠点化を図る</p> <p>相談室 1室 チャレンジオフィス 1室(5区画) ワーキングルーム 1室 ミーティングルーム 1室 交流コーナー</p> <p>開館 月～土曜日 9:00～19:00</p> <p>休館日 日曜日、祝日 年末年始</p>
運営者・管理者	府直営	一般財団法人 京都府民総合交流事業団
担当	安心・安全まちづくり推進課	男女共同参画課

施設名	京都動物愛護センター	京都向日町競輪場
項目 所在地 ・ 電話番号	〒601-8103 京都市南区上鳥羽仏現寺町 11 番地 075-671-0336 (支所) 〒610-1101 京都市西京区大枝沓掛町 24-5	〒617-0002 京都府向日市寺戸町西ノ段 5 075-921-0321
施設の特徴	人と動物が共生する社会づくりを目指し、全国初となる都道府県と政令市が共同して設置・運営する動物愛護・管理施設	自転車競技法に基づき運営される公営競技・競輪を開催するための施設
設置年月	平成 27 年 4 月 (支所: 昭和 63 年 4 月)	昭和 2 5 年 1 1 月
敷地面積	1 1, 3 1 2 m ²	5 7, 8 8 8. 5 5 m ²
延床面積	1, 2 7 3 m ² (支所: 4 1 6 m ²)	4 1, 1 8 5 m ²
施設の内容	<p>○動物棟にて、保護・収容された犬猫の飼育、健康管理を行う譲渡事業を中心に、動物愛護や犬・猫等ペットの適切な飼養管理の普及啓発事業を実施</p> <p><付帯施設・設備></p> <p>○事務所棟 ・会議室 ・ふれあい室</p> <p>○動物棟 ・治療室 ・収容室、検疫室、譲渡室</p> <p>○その他 ・ドッグラン (利用料) 共用ゾーン 1 頭につき 300 円/時間 専用ゾーン (要事前予約) 5 頭まで 3, 050 円/時間 ※ 6 頭目からは 1 頭を超えるごとに 300 円追加</p> <p>・トリミングルーム (利用料) 1, 010 円/時間</p> <p><開所> 9:00~17:00 <休所> 木曜日 (祝日の場合は翌平日)、年末年始</p>	<p>バンク 周長 4 0 0 m 収容人数 約 20, 000 人 球技施設 テニスコート (2 面)</p> <p>入場料 無料 (本場開催時のみ 5 0 円) 開門 10:00 ~ 最終レース終了後 閉門 休場日 不定休</p>
運営者・管理者	府・市共同運営	株式会社 J P F
担当	生活衛生課	文化生活総務課 (文化施設政策監付)